

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成26年9月9日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
15 番	高橋晃	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	
都 市 建 設 課 長	佐々木 人 見	兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
復興まちづくり 課 長	千 葉 英 樹	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	教 育 長	岩 城 敏 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、12番 高野 進議員、13番 熊澤 勇議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

15番。高橋 晃議員、登壇。

〔15番 高橋 晃 君 登壇〕

15番（高橋 晃君） 15番、高橋 晃です。通告どおり、私のほうからは3問質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、本町の教員の現状と課題及び今後の取り組みについて、それから2点目としまして、本町の小学校の英語教育の現状と課題及び今後の取り組みについて、3点目が医療・介護総合推進法成立に伴う我が町の対応についてということで3点を伺ってまいります。

では、最初に1点目ですけれども、本町の教員の現状と課題及び今後の取り組みについてですけれども、基礎資料として載せてありますOECD経済協力開発機構の加盟国等34カ国が参加をしました国際教員指導環境調査の結果というのが、本年の6月に公表されております。この調査で示された結果としまして、よい点としましては校内の研修等で教員が日ごろからともに学び合い、指導や意欲の改善に結びつけている、この点は非常に高いポイントがつけられております。

その一方で、課題もありまして、3点ありまして、まず1つは教員の勤務時間が3カ国中、断トツに長いということもあって、人員不足感が大きいという点が指摘されております。2点目としまして、教員の研修への参加意欲は高いにもかかわらず、業務多忙である。それから、費用、支援不足が原因で、参加の壁となっている。それから、最後に教員は生徒の主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、情報通信技術、ICT技術ですね、の活用等の実施割合が低い。こういうふうな結果が示されております。

私としましては、やはり実際に学習指導要領で、子供の生きる力を重視、それから思考・判断・表現力をバランスよく生育するということを唱えておりますので、それに加えて教育環境の急激な変化が今起きていると言われておりますので、これに対応するためにも常に学んで、学び続ける意識の高い教員の確保が必要であるという観点から、定期的、継続的に研修を受けられる環境の整備というのが非常に重要ではないかという観点から質問をさせていただきます。

小問の第1問目なんですけど、我が町の教員の現状についてどのような状況なのか伺いたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校教育に関することなので、教育長より答弁するようにいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高橋議員にお答えいたします。

近年、家庭や地域の教育力が低下する中、子供たちを取り巻く生活、教育環境は時代や社会の状況を反映してますます複雑化しております。家庭においても、家庭関係が細分化したり、あるいは地域社会も共同体としての機能が希薄になっている。そういう影響もあって、学校には学習指導はもちろんのこと、子供へのしつけあるいは生活習慣の指導まで求められるなど、さまざまな負担が強いられている状況にあると感じております。特に、ここ数年来、学校には子供たちの学力問題、それから不登校、いじめ等の増加への対応が数多く求められておまして、教職員の多忙化問題が取り上げられるようになってきております。

本町の教員の皆さんでございますけれども、校長のリーダーシップのもと、亘理町教育方針、それとそれぞれの学校で掲げております教育目標の具現化を目指し、日々努力されております。しかし、子供たちを取り巻く環境は亘理町も例外ではございません。したがって、複雑化しております。それに伴って、教員の仕事の量、あるいは負担がふえていると私も認識しているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のご答弁で、やはりかなり教員の方々が努力している中で、業務量も複雑化する中で、ふえているという状況が伺われます。それについてお伺いしたいんですが、本町としてそういった状況はご理解されているというふうに今ので了解したんですけれども、そういった状況を調査するようなこと、アンケートでもよろしいですし聞き取りでもよろしいんですが、そういったことというのは今、行われているんでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 改めてアンケート調査とかそういうのはしておりませんが、毎月1回、校長会がございます。教頭会もございますけれども。その席で、各学校の情報交換というのをやっております。各学校のいろんな諸問題について校長同士が共通理解を図って、例えば業務量が多かった学校には、うちではこういうふうなことをやって少し軽減を図っているとか、そういうふうなことでこの機会を捉えて各学校の情報交換を密にして、各学校の教育活動を校長同士が共通認識を図っているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の学校間の情報交換等で、いろいろ情報交換をしながら改善につ

なげているということで了解いたしました。

そこでですけれども、実際に私が示したOECDのデータで日本の教員の大体のところの傾向が出ているかと思うんですが、こういった傾向というのは、ほぼ我が町にも当てはまると考えてよろしいのでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） OECDで、日本の特に中学校の先生方が業務内容の多忙化感が非常に激しいというようなこと、新聞報道等と言われたわけでございますけれども、本町においても似たり寄ったりというか、同じ傾向が見られるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） この項目、最後にしたいと思うんですが、やはり我が町の状況を考えますと、やっぱりさきの大震災の影響というのをかなり考えなければいけないと思うんですが、その大震災に伴う影響等というのは出ていませんか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町の先生方、本当に頑張っていただきまして、3年半前の3.11の震災から本当に休まず、避難所開設とかあるいは子供たちの安否確認で本当に頑張っていたいただきました。

一番私も危惧したのは、体調を崩す先生があるんじゃないかなと思ったんですけども、非常に頑張っていて、今現在、震災によって体調を崩したというふうな先生は、あるいは心の病を発症しているという先生は今のところ1人もいませんけれども、荒中も長小も現地再校いたしましたので、ちょっとしたほっとした気持ちで発症するんじゃないかなというふうなことで、それはちょっと危惧しておりますし、そのことについても校長を通して教職員の健康管理には十分留意するようにお話はしているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 状況については了解いたしました。

それでは、小問の2番のほうに行きたいと思うんですが、今伺ったような状況等を踏まえまして、我が町の抱える教育の課題についてお伺いしたいと思います。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、1問と重複する面もあるかもしれませんが、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、教育環境が複雑化しているということは前にもお話ししましたが、学校は子供にとって良質な「自分づくりの環境」であることがもっと大事であるというふうに私は認識しております。本町では、教師力の向上、安全・安心な学校、信頼される学校づくりを基本理念として、校長を中心に取り組んでおります。先生方も協力し合い、健康にも留意しながら子供たちの教育に当たっているところでございます。

そのためには、研修等にも積極的に受講していただくよう校長会を通してお願いしているわけですが、本当にどの先生方も県の総合教育センターに出向いて研修を行っております。本当に意欲的な先生方が本町にはいるなというふうなことで私も一安心しているわけでございますけれども、また亘理町のどの学校も地域から「おらほの学校」と言われるように、非常に地域との結びつきが深いというか濃いというか、そういう学校でございまして、学校によっては地域伝統文化の継承とかあるいは農業体験、さらには3.11を踏まえて防災教育といった取り組みを、地域の方々と一緒になってご協力をいただきながら学校運営をやっているのは、どの学校もそういう状況にあります。

地域の方々のお力をお借りするというところで、若干ではありますけれども、先生方の負担が軽減されているのではないかなど。例えば、緑化教育とかというのがあります。先生方だけでやったんでは、もう本当に授業時数もかなりふえておりますので、地域の方々のご協力を得ることによって、授業時間数の確保ということもひとつ出ているわけでございます。しかし、先ほども言いましたように、教育環境の複雑化に伴いまして、教員の業務内容あるいは量が増加して、その処理に相当時間がかかるという事案もございます。

そういうふうなことを踏まえまして、教育委員会といたしましては、町内10校がよりよい教育環境になるために、まずはハード面の学校施設の充実に努めると。それから、業務内容をいわゆる各学校が持っているいろんな教育活動があるわけですが、その精選ですね。どこがちよっと減らすところはないのかと。あるいは、中学校においては部活動にはどの中学校も熱心に取り組んでおります。しかし、一部の先生には余りにも熱心過ぎて、土日休みなしとかというのも現実にあるわけで

ございます。そういうふうなことで、時間外勤務が多くなるという先生も中にはありますので、できるだけ省エネで最大の効果を挙げてもらおうというふうなことで、余りにも目に余るような超過勤務をするような先生がいれば、校長を通して注意を促しているという状況にあるわけでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 一部、次の3番の問題の回答のほうもいただいているようですが、ちょっと2番のほうのまず課題に集中したいものですから、改めてちょっと深く質問したいんですが、今、町が抱えている中で優先度が高い、例えば3つぐらい挙げるとすると、どういった点が今は一番問題になっているのでしょうか。ご答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、中学校では部活動ですね。部活動がもう本当に命と考えている生徒もいれば、それに対応せざるを得ない教員もいるわけでございますので、やっぱり部活動の問題はどの中学校、これは町内だけではございません。全国の中学校、皆その課題を抱えております。

それと、やっぱり学力向上ですね。やはり学力向上、これ文科省がやっぱりゆとり教育から脱却なんて……。 「ゆとり教育」というのは、私はその言葉自体が、文科省も言っていないし、私も嫌な言葉であります。ゆとり教育というのはマスコミがつけた言葉でございますのでね。そうじゃないんですけれども、それを踏まえて学力向上というのが。

それから、もう1つは、きのうもありましたように体力の向上です。体力、運動能力。この3つ、それに加えれば心の教育です、道徳心です。佐世保でありましたですね。ああいうふうな、残忍な殺人が高校1年生の女子生徒がやっているわけございまして、しかも同級生、なかよしの友達をああいうふうなことに。やっぱり心の教育というものも非常に重要でございます。したがって、道徳教育というのが今後ますます重要視されてくるのではないかなと。私もそれを期待しているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、優先順位をつけて4つと捉えていいんでしょうかね。こちらの問題点をいただいたわけですが、実際に私も最初述べている研修ということ

に少しスポットを当てているものですからお伺いしたいんですが、こういった優先度が高いものについて、例えば今まで以上に研修の内容を充実したり、工夫を加えたりして行うことによって改善できる、もしくはよい方向に持っていけるというふうにお考えでしょうか。その辺、お伺いしたいんですが。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 1点目の部活動については、県教委も必ず土日の1日を休養日に充てなさいと。私もそういうふうに言っています。大会が近づく場合は、やむを得ない面もあります。子供たちも、もうこれに向かっていますのでね。それに応えてやるというのは、教師のやっぱり一つの姿でございますので、これはやむを得ないと思うんですけれども、大会が終われば少なくとも週1回は休養日をつくってほしいと。本町ではそういうふうなものを守っていただいております。

やっぱり、あと小学校においてはスポーツ少年団です。スポーツ少年団も土日ほとんど試合というところもございます。土日試合でございますので、月曜日はもう疲れて学習に集中できないというのが、一部見られます。その辺もスポーツ少年団の方々にお話して、やっぱり子供たちの体力を考慮して、やっぱり休む日というか少しハードな練習を軽減するかそういうふうな工夫をしてくださいというようなことを言っております。

それから、学力向上関係で、先生方は各種研修の機会がございますので、先ほども言いましたように県あるいは町内だけでやっておるし、あるいは先生方同士で研修会を、例えば亘理郡の研究会ということで、先生方が自主的な組織をつくって年に三、四回集まって、お互いに授業提起をしたりして、情報交換をしながら授業力アップにつなげていくというふうなこともございます。

それから、体力関係については、きのうの佐藤議員さんにお話したとおりでいろんな努力をしておりますし、研修会のほうにも行っております。

それから、心の教育、いわゆる道徳、これについては当然、今、宮城県では志教育というのをやっております。これが、もう宮城県の教育の根幹をなしております。小、中、高等学校と。亘理町も去年指定を受けまして、ことしの1月半ばですね、亘理中学校で公開研究会をやったわけでございます。志教育というのは、道徳教育に非常に関係がございますので、やっぱり自分の夢を実現するというふうなことで、それが夢や目標が、志まで、高いレベルまで持ってもらう。それには実践が伴うと

ということで、これにも本気になって先生方は今取り組んでおります。マナーアップキャンペーンというようなことで、間もなくまたやるはずです。これはもう数年継続していきたいというふうに思っておりますし、教育委員会といたしましても予算化しておりますので、ここ少なくとも五、六年は続けたいなと思っております。

ちなみに、学研の教育ジャーナルというのに、亘理町で取り組んだ志教育が12ページにわたって10月号か12月号に出ますので、ぜひごらんになっていただければなというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今回のジャーナルについては、ぜひ閲覧させていただきたいと思っております。

それで、ちょっと今、概略のほうを聞きまして、もう一度ちょっと確認にはなるんですが、やはり5年ぐらい続けていきたいということをおっしゃっていただけけれども、といいますとやはりその教育の研修の効果というのは出ている、これからも有効だと考えていると捉えてよろしいのでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 全くそのとおりでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それでは、今のを踏まえまして、この3番目のほうに進めさせていただきたいと思えます。

一部、もう発言いただいている面もあるので恐縮なんですけれども、過去に示された課題を踏まえて、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。先ほど言っていた分もありますので、つけ加えるような部分があれば、ぜひよろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 多忙化解消というわけじゃないんですけれども、やっぱり先生方がどのくらい学校に滞在する時間があるかというふうなことで、いわゆる時間外勤務等を把握するために、震災前からもやっていたんですが、震災で一部ストップして今年度からまたタイムカードを導入しております。そして、先生方の勤務時間をしっかりと把握していると。これ、月1回、教育委員会に提出してもらっております。そのタイムカードの記録を見て、ちょっとこれは多過ぎではないかなというふうな

教員に対しましては、校長を通してその都度、業務内容をもう少し工夫するとかあるいは軽減するとか、校長にお話しているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、タイムカードを使ってきちっと教員の勤務時間を管理しているということですが、例えば時間によって、このくらいの時間という目安にして指導なんかが入っているんですか。何か基準というものはあるんでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 一応、月80時間を越えた場合、もし体調に変調を得た場合、教員の申し出によって産業医の診察を受けることになっております。そういうふうなことでございますので、ただ、今までそういう事案は、かなりハードに勤務した先生方でも申し出るという事案はございませんでした。今もございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 少し進めさせていただいて、でもやはり先ほどの2番目のも含めますと、町でもやはり教育において研修の効果というのを評価しているということで、今後も続けていきたいということだと思います。それに加えて、前もお話いただいたように、かなり教育状況というのは複雑になってきて、これからいろんな分野でそういった研修の必要性が増してくると思うんですが、そのためにはやはり多機能、いろんな問題に対処するために研修って必要だと思うんですが、まず時間を確保するということが私は必要だと思うんですね。いろいろ幾つかその方法はいただいたような気はするんですが、まずきちんとこの時間を確保する。これは、ふえては困ると思いますので、負担がふえて今まで以上に勤務時間が長くなるということでは問題だと思いますので、この時間を確保するためにどういった取り組みをする、もしくはもうしているということはあるんでしょうか。よろしくお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 研修につきましては、年度当初、県のほうからも各種研修の案内が来ます。各自先生方が、この指導力をアップしたいというふうなことで、例えば数学の先生だったら数学の研修講座みたいなものが結構ありますし、各種教科あるいは教科外、いろいろあるわけでございますね。そういうふうなことで、年間計画を立てます、各学校で。それに沿って出張にというか研修に行ってもらおうということ

でございますので、研修が優先と。年度当初に計画をしっかりと各学校、設定しますので、それに従ってやっているということでございますので、ただ何か非常時とかがあれば別ですけれども、おおむね計画に沿って先生方が研修の機会を確保しているということでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） やはり、研修なんか充実しているということになりますと、やっぱり熱心な先生ほどこういう自治体で働きたいですとか、ここに行って教えてみたいという地域の差別化、独自の町の魅力にもなるのかなと考えているんですけれども、例えば我が町で独自、県とか国の政策そのままではなくて、独自に支援策、それから研修へ少し工夫を加えているという点、ありますでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 実は、今月に秋田県の由利本荘市に、いわゆる全国学力状況調査で秋田県が一番と私は言いたくないんですけれども、上位にランクされているんですね。その教育活動を、どんな教育活動をやっているのかということで、研究主任の先生方に行ってもらうことにしました。小学校が6校あるんですけれども3人、最初は小学校1名、中学校1名の先生方に行ってもらおうかなと思ったら、中学校は4校とも行きたいとけさの報告でありました。小学校も1名から3名にふやせというふうなことで、そういうふう非常に意欲的なんですね。そういう機会をきちっと確保してやる、これが私の役目かなというふうなことで、今取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の研修の内容、わかりました。

それで、ちょっと先ほどに戻って申しわけない。2番のところでは対応策も答えていただく部分があるんですけれども、先ほど一つ私もキーワードになるかなと思っていましたのが、教員のこういった負担を減らす上で地域の力を活用するというお話がちょっと出ました。私もこの点、考えておまして、具体的にどういった面でどういうふう活用していくというのか、効率的というか有効だったという事例とかというのはございますでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これ、文科省、県教委も、本町もそうなんですけれども、協働教育、

協力して働きながらの教育ということでございます。これに力を、宮城県教育委員会もそうなんですけれども、我が教育委員会もそういうことに力を入れていく。例えば、一例を申し上げますと、亘理小学校の場合は「成実ばやし」という伝統芸能がございます。これは、地域の方に知恵をいただきまして、これをもう6年、7年ぐらいになりますかね。私が亘理小学校の校長のうちに立ち上げたんですけれども、こういうふうなことで地域の方の人材活用。それから、吉田小学校ではリンゴをつくっております。リンゴ栽培ですね。これもずっとやっております。リンゴ農家の方が、それから米づくり農家の方が、小学校の先生ではもうできませんのでね、専門家をお願いしている。これは、高屋小学校も同じです。長瀬小学校とか吉田中学校は、イチゴの産地ですので、吉田中学校にはビニールハウスがあります。農家の方に苗の植えから全部農家にやっていただいている。長瀬小学校もいずれ、ビニールハウスがあったんです、震災前まで。これは流されたんですけれども、今後つくるとい話をしています。それから、部活動では特別に指導者というか、ボランティアと言ったらいいんでしょうか。町内の4校に5名、今支援をいただいて、部活動の支援に当たっていただいております。

こういうふうには、いろいろ各学校では地域の方々の力をいただきながら、教育活動の充実を図ろうということで取り組んでおります。まさに、協働教育そのものなんです。これをさらに私は拡大していきたいなというふうに思っております。やはりこのことが、先生方の負担の軽減の策ではないかなと思っております。やはり教育活動の中には、先ほども言いましたように、いろんな活動が各学校で独自の活動があります。そのためには、地域の方々のお力をいただかなければならないと。

それから、防災教育においては、荒浜小学校ではまちづくり協議会の方々、区長さんたちの協力を得ながら一緒にやっています、避難訓練。これは、吉田小も同じです。旭台のまちづくり協議会の方々が一緒になって、これは新聞にも載りましたよね。ああいうふうには、地域と一体となった教育展開、これはどの学校もそういうふうな方針で進んでおりますので、これをさらに進めていきたいもんだなというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のお話をいただきまして、やはり地域の力をこれからも使っていて、地域にいる人材を適切に登用して活用していく。その方向は、やはり私

も考えておりましたので、その方向でお願いをしたい。特に、やはりそういった地域の力を借りつつ、やはり先生方の好奇心というのもありますし、学力に対する、学問に対する熱心さというのもあると思います。そういったものを満たすためにも、また子供の教育の充実ためにも、さらなるこの我が町の教育における研修の充実というものをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、2番目の質問にまいります。

2011年度から小学校5、6年生で英語を、正確に言いますと外国語ですが、中身は英語になるかと思えます。英語が必修化されましたが、我が町の現状及び今後の取り組みについてお伺いしたいと思えます。ということで、小問のほうの1問目を見ていただきたいんですが、我が町の英語教育の現状についてどのような状況にあるのかを伺いたいと思えます。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように、3年前に学習指導要領が改定されました。小学校ですけれども。その中に、5、6年生が外国語活動、年間35時間というふうに設定されておりますので、本町もそれに沿ってやっているわけでございます。そのうち、35時間のうち27時間はALT、外国語指導助手と言いますけれども、ALTと担任がチームティーチングを組んで行っているという状況でございます。

5、6年生は必修化になったんですけれども、じゃあ1年から4年生はどうしているんだということでございますが、1年生から6年生までもやっぱり英語に触れさせる機会をというふうなこと、あるいは国際理解というふうなことを踏まえて、どの学校も学校独自で作成しました指導計画に沿って、総合的な学習の時間というのがあります。これを利用して、ALTが主にやっていたことになるんですけれども、年間五、六時間、1年生から4年生までは。そして、英語に親しんだ上で5、6年生につなぐというふうなことでやっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 5、6年に限らず、1年生から総合的な学習の時間などをつかってやっているということで、継続性があるということを理解いたしました。

それで、ちょうど今申し上げました必修化がなされた時期といたしますが、ちょうど我が町で捉えると大震災に当たる時期に重なっているかと思うんですが、そう

いった影響というのはありませんでしたでしょうか。ご答弁のほうをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 震災の年の4月から新学習指導要領が全面実施と、小学校の場合はなったわけでございます。ただ、震災のために避難所となった学校がありましたし、そういう中で4月25日に1学期を開始しました。普通の、通常の年よりも2週間おくれてスタートしましたので、若干の影響はあったかもしれませんが、年間35時間は確保したと。ただし、その年は夏休みを短くしました。5週間で3週間にいたしましたので、年間のトータルの授業日数の200日は確保できましたので、それほど影響ないというふうに考えておりますけれども、やはり教材がちょっと不足気味ということは否めない事実であったかなというようなことは言えると思います。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それで、関連もあるんですが、実際、評価はしないということで、先ほどおっしゃったように、外国語に親しむということと異文化理解のような形で導入されたかと思うんですけれども、実際に導入された後、子供たちの様子というのはどうでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 異文化理解というふうなこともございますし、ALTはカナダの方でございますので、外国人に対する接し方ももう全然問題ございません。非常に喜んでこの英語活動に取り組んでおりますし、導入してもらってよかったのかなど。全然問題ございません。むしろ子供たちは喜んで学習に取り組んでいるということでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） これから、ますますやっぱりグローバル化をしているんな外国の方と接する機会がある。その機会の一つとして、一番世界で使われている英語をその材料として使っていくということだと思っておりますけれども、やはりこういった活動をきちんと子供たちがぜひ、中学校につながったときに英語嫌いになる子が多いということも聞いていますので、そういったことにならないようにぜひ、まず英語は楽しいものだと、外国語は楽しいものだと。外国人と接しても、要するに外国人で

あろうが日本人であろうが同じなんだとそういう感覚を持って、中学校につなげていただけるように、さらに努力をお願いしたいと思います。

それで、(2)のほうに、小間のほうに行っていたきたいんですが、今の1番の問題を踏まえまして、我が町の教育における課題について伺いたいと思います。一つは教材のほうをいただきましたので、ほかに何かございますでしょうか。よろしく願いいたします。

議長(安細隆之君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 先ほどもお話しましたが、ALTの先生に入っていて英語に楽しく接しているわけでございます。ただ、始まったばかりでございますので、英語活動というものに対する研修というものがもっとも必要かなと。やっぱり小学校の担任の先生が指導するわけですので、英語の免許なんかを持っているわけはございません。小学校の場合。小学校一種免許状を持っていればそれでオーケーでございますので、担任の先生が全てやるわけですね。そういう中で、やっぱり英語が苦手な先生も中にはいると思います。そういうふうな方々に、やっぱり英語活動というふうな研修受けることによって、活動の展開の仕方とかそういうのが自分で身につけば、楽しい授業がもっともっとできるだろうというふうに思っております。

それと同時に、やはり中学校は教科としてあります。中学校は、英語は教科でございます。したがって、教科評定があります。外国語活動、英語活動は評定がございません。先ほど議員さんがおっしゃったとおり、評価はしますけれども評定はいたしません。いわゆるランクづけしないということでございます。そういうふうなことでございますので、教科となれば評定まで入ってまいりますので、小学校の英語活動と教科としての英語教育、その接続、これがやっぱり課題だというふうには捉えております。

それと同時に、2020年に東京オリンピックが開催されます。パラリンピックもですね。そのときまでには、文科省は小学校の英語活動を教科にしたいという考えを持っています。これは、文科省の話だと今のところ3年生以上を教科にするんじゃないかというふうな話も聞いておりますので、もしそうならばあと6年しかないわけですので、小学校の英語活動が教科としての教育となった場合、どういうふうに対応していったらいいのかというのが、これからやっぱり我が教育委員会にも課せ

られた大きな課題かなというふうには思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それでは、今のいただいた簡単に言いますと環境面での課題と、それから教員側の研修等の問題ということを出していただきましたので、（3）こういったものを踏まえて今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答えいたします。

各小学校の先生方は、ALTと交流しながら楽しく英語活動をやろうというふうな教材研究も含めて取り組んでおります。今後、宮城県の総合研修センターにおいても英語活動における研修がますます充実されると思いますので、そういうものに積極的に参加していただいて、授業力と言ったらいいんでしょうかね。それをアップしていただければなというふうに思っております。

それと同時に、先ほども言いましたけれども、中学校との接続の件でございます。小中間の授業参観などを、さらに交流が活発化になるように促していきたい。長瀬小学校が吉田中学校に3年半ほど間借りしたものですから、小学校の英語活動を中学校の先生が見に来るとか、あるいは逆のパターンもあるわけです。小学校の先生が、中学校で一体英語の授業をどういうふうに行っているのかと、そういうふうな交流を活発にやっております。亙理小中学校でも先生方の交流もやっていますし、もちろん子供たちが中学校を訪問して英語の授業とか部活の様子とか、そういうのも交流をやっておりますので、特に英語の面においては小中の交流というか、これが非常に大事になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺を校長を通しながら働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員、挙手をするときには声を出してくださいね。（「はい、済みません」の声あり）高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の内容を踏まえてなんですけれども、大震災という悲惨なことが起きましたけれども、その結果ちょっと偶然といいますか、長瀬小学校と吉田中学校が一緒の校舎で、しかも近くでお互いの授業を見る機会、交流の機会ができたということをお伺いしたんですが、そういった活動を通じて例えばより積極的に子供

が授業に参加する工夫なんか、その中から生まれたりしませんでしたでしょうか。
もし何か事例などがありましたら、教えていただきますと助かります。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ちょっと質問の意図がわからなかったんですが、もう1回お願いします。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、交流が、小学校と中学校の接続に問題があるにもかかわらず、我が町では交流の機会が持てたと。そこで、多分小学校、中学校の先生方の交流も起きたと思うんですが、その中で独創的とか町独自のとか、そういう工夫を通じて何か変わった授業というのは生まれましたでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、中学校に行くところというふうになるんだと小学校の先生方は中学校の授業を見て思ったと思います。そうすると、中学校の教科の英語の授業にどういうふうに接続するかと。英語活動を親しむ、楽しむだけでなく、ちょっと一歩進んだ、中学校にスムーズに移行できるような、そういう指導なんかも工夫していたというふうに聞いております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それでは、先ほども出たんですが、特に教材の面でやはり苦労があったというお話があったんですけども、現在例えば教材というのはテキストがまずございますね。そのほかの副教材ということなんですか。それとも、教材そのものが何か問題ということなんですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 英語活動の副読本ですね。これは、文科省から無償配付していただいておりますので、それをもとにして大体は指導計画を先生方は立案して、それだけで足りない場合はほかの教材なんかも引用しながら。

それから、一つ言えることは、我が小学校においでいただいているALTの先生が自作の教材を持ってきてくれます。本当に100円ショップでいろいろつくって、子供の興味関心を引くような非常にすばらしい教材を展開してもらいますので、それはもう先生方にとっては大変ありがたいと。やっぱり興味関心を引くような素材を、教材をやらないと子供というのは食い込んできませんので、そういうふうなこ

とでALTの存在が非常に大きいと。その中で、先生とALTがお互いに共通理解を深めながら、今度はこういうふうなことでやっていきたいと思いますというようなことでやっているの、今のところは非常にスムーズに行っているのかなというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今お話をいただきまして、非常にスムーズに行っているということで、ぜひこれからも、小学校から中学校に行った途端、英語がわからない、嫌になったということがないように、ぜひその接続面を特に重視していただいて、さらなる充実した英語教育、外国語教育を進めていただければと思います。

それでは、最後の3番目の質問にまいります。

3番目ですが、2025年に第1次ベビーブーム世代が75歳以上の高齢者となることを踏まえて、医療・介護の見直しと持続可能なサービス提供体制を確立することを目指し、医療・介護総合推進法が6月に参議院で成立しております。地域の実情を踏まえて都道府県がその地域のサービス構想を策定することになりますが、このことに関して我が町の対応を伺うということで、3問お答えいただければと思います。

まず第1点目ですが、小問の1番ですが、我が町でも実情を踏まえ独自に医療・介護のビジョンを策定すべきと考えますが、この点についてはどのようにお考えかご意見をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムを構築するため、医療と介護の連携の強化に向け、厚生労働大臣が基本的な方針を作成いたします。

都道府県は、医療機関から病床の医療機能、いわゆる高度急性期、急性期、回復期、慢性期等の報告を受けまして、それをもとに地域医療構想、いわゆるビジョンですね。地域の医療提供体制の将来のあるべき姿と云っていいかと思いますが、医療計画に策定することになりますので、町単独での策定は考えておりません。

次に、介護関係につきましては、厚生労働省から第6市町村介護保険事業計画策定のポイントとして5つの項目が示されております。1つは2025年のサービス水準等の推計、2つ目は在宅サービス・施設サービスの方向性の提示、3つ目は生活支援サービスの整備、4つ目は医療・介護連携、認知症施策の推進、そして5つ目が

住まいの確保・充実の方向性であり、中長期的な視点を持って策定することになるかと思えます。

第6期介護保険事業計画の策定に当たりましては、地域の実情を把握し、介護保険運営委員の方々のご意見をいただき、パブリックコメントなどを踏まえて進めていく考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今現在として、多分地域包括センターとかが中心になって、先ほどおっしゃったような地域包括ケアシステムの構築というのを目指されているかと思うんですけども、やはり県などの作成する例えば構想があったとしても、やはり細かい部分で、例えば県で構想する部分では吸収不足となって、やはり町の本当の実情というのを明確にそこに入れるということは難しいのではないかと思うんですね。やはり、そうした町の実情、住民の状況をよく知っているのがやっぱりその町、末端の市町村ですから、そうしたところもやはりどこかで入れていかないと、本当の意味での地域包括ケアシステムというのは構築できないのではないかと考えるのですが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、この件については作業を進めております。福祉課長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 地域包括ケアシステムの構築につきましては、前の第5期、現在の計画ですけれども、その中でも盛り込みはあるんですが、実質的には医療と介護の連携といった点が重要課題ということで、地域のケア会議という組織を設けて進めるようになるんですが、やはり何といたってもお医者さん方のご協力が一番かと思っております。その辺で、今般、ちょっと前に、医師会での主催による認知症の関係のお医者さんの地域での取り組みといった内容の研修がございました。お医者さんのほうも、そういう面で介護との連携についてもいろいろ考えてきているのかなと思っておりますので、今後ケア会議の中で地域の実情を踏まえた上で包括ケアシステムの構築について取り組んでまいりたいと思います。

現在、ケア会議については個別ケースの検討が主な内容となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、地域包括ケアシステムの構築段階にあるというお話でしたけれども、例えば正直申し上げますと、2025年に75歳以上を迎える第1次ベビーブーム世代が、大量にそういった年代に突入するという現状が目前にあるわけですね。実際、その2025年に対応するためにも今、町でこの辺は重視したいと考えているところというのはございますでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護の関係になりますが、町長の答弁の中でも2025年のサービス水準等の推計、国のほうでも2025年の75歳到達ということで高齢化が、後期高齢の方ですね、非常にふえてくるといった面で、介護の関係については地域で今までと同じように自立した生活ができるようにということなんです、介護保険の状況を申し上げますと、第5期の計画の中でも特別養護老人ホームの新設1カ所、それから小規模多機能ということで、これは地域に密着した形のサービスになりますが、通所、訪問の居宅の介護、それから泊まりといった内容の施設も盛り込んで、地域に密着したサービスの提供ができるように取り組んでいるところでございます。

しかしながら、国でいろいろ事業の中にも盛り込んでおりますが、24時間対応の居宅型といったものとか、なかなか都市部的には需要もあって事業者もあろうかと思うんですが、亘理の実情になるとなかなか経費的な面もあって事業の取り組みをする事業者がないといった問題もあります。その点も踏まえながら、2025年の推計ということも今回の第6期の計画の中に入っておりますので、委員さん方の意見等を踏まえながらいろいろ検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の町の実情で、やはり希望ですか、そういったものによって、さすがに全ての基盤を整えるということは難しいかとは思うんですね。ただ、やはりこういった法が通って、医療と介護が連携するというのは、地域でやはり生まれてから死ぬまでその環境を守って自立した生活をしていくということが基本だと思いますので、できるだけ住民の実態をつかみつつ、町としてそれを救っていくという形で基盤を整備していったほしいなと思っております。

特に、私、もう一つ基盤とした場合、これから高齢化が進んでお年寄りがふえるわけですね。そういった意味で、お年寄りが高齢化しますと1人で生活する方も多

なくなってくると思うので、やはり老人の方を孤立させないということも重要なことと考えております。そういった面の取り組みを通じて、ぜひきちんとした基盤をつくっていただきたいと思っております。

それでは、2点目にまいります。

今後、個別訪問を軸にきめ細やかな指導を行う必要性が高まると考えておりますが、行政における保健師の雇用・育成をそのために積極的に行うべきであると考えているのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

保健師・栄養士の配置ですが、地方交付税における算定基準となる人員は、人口10万人を標準とした場合等につきまして保健衛生費として17人とされており、保健師等1人当たりの対象住民数は5,882人となっております。亘理町におきましては、保健師12人、栄養士2人、合わせて14人おりますが、保健師1人当たりの対象町民は2,831人となっております、近隣市町と比較しても少ない人数にはなっていないと思っておりますが、今後は医療費の削減に向け発症予防及び重症化予防を推進するため、健康管理などよりきめ細やかな指導が必要になることは認識しております。

しかしながら、保健師の雇用につきましては、今年4月に1名増員していることもあり、東日本大震災の復興・復旧に力を注ぐ必要もあることから、今すぐの増員配置は考えておりません。また、保健師・栄養士の資質向上を図るため、宮城県主催の研修会及び職員みずから自主的な研究会を立ち上げ研修を行っておりますが、日々の研さんが必要ですので、業務に支障のないよう調整しながら参加させていきたいと思っております。

次に、福祉面から申し上げます。

現在、高齢者のご家族の相談、支援窓口である地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーにあわせてケアマネージャー6名を配し、保健・福祉・医療等多岐にわたる個別相談に対応し、必要に応じて訪問等を行っております。また、一般高齢者に対しては、脳活性化教室、いわゆる「ボケてらんねっちゃ」、介護予防運動教室、いわゆる「いきいき運動教室」、介護予防出前講座等の介護予防事業を実施し、元気を維持していただくよう支援を行っております。以

上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、町の保健師さん、栄養士さん、それから地域包括支援センターの内容等をお伺いいたしました。今の支援に対してすぐに増員するという考えはないというふうにご答弁をいただいたんですが、今の状況で例えば2025年を迎えた場合に十分に対応できるとお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課のほうでその辺も検討しておりますので、課長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） これから推計のほうに入って計画を策定するわけになるんですが、介護保険事業計画第6期でございますが、その中で当然、先ほど議員さんが申されたように、ひとり暮らしも含めて、介護等いろんな面で支援が必要な方というのはふえてくるのが実情かと思えます。ましてや、今回の震災におきましては、介護保険のほうで申し上げますと、給付費のほうも大きな伸びを示しておりますし、仮設の生活の中でということもあろうかと思えますが、デイサービス等の利用等も大きくふえているといった状況でございます。

その関係で、2025年に対して事業はどうかというご質問でございますが、それにつきましては今後の介護の関係の状況を十分踏まえながら、検討をしていく考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のご答弁のとおり、今はいろんな計画段階があるということですので、ぜひ2025年に向けて漏れる高齢者の方とかが出てこないように、ぜひ計画的に実行して進めていただきたいということ。それから、しつこいようですけども、やはりこういった幅が広がるにしたがって、保健師の必要性というのが高まる可能性もありますので、適宜きちんと人員確保していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後ですね。小問の3番のほうに進めさせていただきます。

医療福祉政策に精通した職員を養成すべきと考えますが、この点についてどのようにお考えかご意見を申し上げます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

県内の医療計画は宮城県が立案し、市町村を指導助言していくことになっておりますので、県と連携を図りながら医療行政を推進していきませんが、種々の研修会、勉強会を通しまして資質向上に努めてまいりたいとこのように思っております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 実際、こういった医療福祉の問題に関しては、複合的な問題が非常に多いというふうに考えております。そうしますと、やはり例えば今までのように福祉課だけですか、それから健康推進課だけとかそういったどこかの課で終わってしまいますような問題ではないと思いますので、しかも複合的なものを抱えておりますので、問題を多角的に捉えて全体を指揮するような職員というのがいないと、方針そのものが定まらない、末端まできちんとしたこの計画が伝わらないというふうに私は考えているんですが、そういった私の考えについてご意見等を伺えればと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 将来を見据えた大変貴重なご意見でございます。これは十分に参考にさせていただきますして、検討させていただきたいとこのように思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のことにして少しつけ加えになるんですけれども、やはりこういった医療福祉のリーダー、その町を担うリーダーというのをまず育成していく意味で、こういった職員が必要ではないかとともに、私の考えとしてはその職員が1人いただけではやはりなかなかこのプロジェクトを進まないと思うんですね。やはり、こういったリーダーを育成するとともに、今のような行政の縦割りではなくて、その関係する課ごとに精鋭を集めて、プロジェクトごとにチームをつくって対応する。今までのような縦割りの各課が対応する形ではなくて、横断的にそういったメンバーを集めて、そのプロジェクトと重要な特定のプロジェクトに当たっていただく。そのリーダーになるのが、こういった医療福祉のその専門職員ということになるかと思うんですが、そういった形で進めていくというようなことを私は考えてはいるんですけれども、そういったことに対してご意見いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご説ごもつともだと思います。私も、実は今回の選挙の際に、特に福祉面におきましては、互理方式をぜひ探りたいなということを申し述べました。

議員ご案内のように、日本の現在の財政を見ましても社会保障費が非常に伸びているわけです。したがって、財政面での危機はまさにそこにあるかなという認識をしております。町も同じでございます。したがって、行政だけでは今後の高齢化社会には対応できないというのが、私の基本的な考え方です。したがって、やがてやっぱり介護にしましても健常者が健常者を見ていくと、いわゆる地域でどう対応していくかと、これも非常に大事になってこようかと思っております。単に行政だけにおんぶに抱っこだけの方策になりますと、非常にこの財政的な逼迫が顕著になってくるという認識もしております。したがって、互理町としては地域の方々が、特に健常者の方々がどのようにこれにかかわっていくか、この辺の方策も今後、考えていきたいとこのように思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 肯定的に捉えていただきまして、ありがとうございます。やはり、行政の力というのは限りがあると思っておりますので、民間、NPO等を含めてこういったプロジェクトチームなんかを立ち上げて、やはり住民に密着した政策、こういったものをぜひこれからも掲げていっていただきたいなというふうに考えております。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、高橋 晃議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番。高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2番（高野孝一君） 2番高野孝一です。

3項目で質問いたします。

まず初めに、1番目、投票率の向上について質問いたします。

過去2回の町長選、2006年とことし、2014年、そして過去3回の町議会選挙2003年、2007年、2011年、最も身近な町長選、そして町議会選挙でありましたが、それぞれの投票率が低下しております。さまざまな低下の要因はあると思いますが、対策を図っていくべきではないかと考えます。これまでの投票率の推移、投票率低下の原因、投票率向上の啓発等についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 選挙に関することですので、選挙管理委員会の書記長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤 浄君） それでは、お答え申し上げます。

投票率の推移でございますが、初めに町長選挙から申し上げますと、平成18年5月執行の投票率につきましては62.26%でございます。そして、本年5月執行の町長選挙が49.00%で13.26ポイント下回っております。次に、町議会議員一般選挙でございますが、平成15年4月執行の投票率につきましては64.80%、平成19年4月執行の投票率につきましては59.85%、そして平成23年11月執行の投票率が57.11%ございました。こちらも前々回と比較しますと、7.69ポイント下回る結果となっております。

参考までにお話し申し上げますと、県内での本町の投票率でございますが、直近の平成25年7月執行の参議院議員通常選挙、それから平成25年10月執行の宮城県知事選挙の投票率につきましては、県平均の投票率を上回っております。上回ってはおりますが、ただ選挙ごとに投票率が下がってきているというのも現実でございます。

この投票率低下の要因でございますけれども、議員のご質問にもありましたとおり、さまざまな要因が考えられます。そういったことから明確に申し上げることはできませんけれども、1つには若年層の投票率、これが大きな要因というふうに言われております。これにつきましては、本町のみならず全国的にも同じ傾向にありまして、特に20代の投票率が極めて低いというふうな結果になっております。若年層の政治的関心、それから投票の義務感、そして政治的有効性感覚が低い、こういった理由が原因なのかなというふうに考えております。

そのようなことから、町選挙管理委員会といたしましては、亘理町明るい選挙推

進協議会と連携いたしまして、新成人者に対しまして成人式会場におきましてパンフレットの配布、それから二十歳を迎えます誕生月にバースデーカードを送付しまして、新有権者としての選挙意識の高揚を図っているというふうなことでございます。また、小中学生に対しましても、児童・生徒を対象にしました明るい選挙啓発ポスター、それから標語の募集、さらには各中学校に対しまして生徒会の選挙がございますので、その際に選挙備品、これは投票箱、それから記載台、そういった投票にかかわる一式でございますが、そういった物を貸し出ししまして、実際に模擬選挙を体験していただきまして、選挙が身近で大切なものであるというのを少しでも感じていただければというふうなことで実施しておりますところでございます。

また、実際の選挙時の啓発といたしましては、広報わたり、それからあとホームページの掲載、防災無線による広報、そしてJR駅前での啓発活動、チラシ配布など活動を行っておりますけれども、数字だけを見れば、これらが投票率向上までつながっているとは言いがたい状況ではございます。ただ、やらなければさらに下がってしまうだろうというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、投票率につきましては選挙に対します有権者本人の意識が最も大切であろうというふうに考えておりますので、今後も亘理町明るい選挙推進協議会と連携しながら、これまでどおりの啓発活動並びに新たな投票率向上につながります啓発活動を検討してまいりたいというふうに考えておりますが、現在新たな試みといたしまして、地元の高校であります亘理高校での選挙の出前講座、それから実際の選挙時に投票事務等にアルバイトとして参加していただくというふうなことを現在検討中でございます。

このように、いずれにしましても地道に繰り返しながら、1票の大切さを訴えていきたいというふうに考えてございます。しかしながら、行政だけでは限界がございますので、議員各位におかれましても有権者への政治、それから選挙意識の高揚につきまして、特段のご配慮、それからご理解とご協力をお願いいたしたいと思います。以上で終わります。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今、書記長のほうから説明がありました。亘理町の将来を担う、占う重要な選挙でありながら投票率が低下しているということは、大変残念であると思います。特に、ことしの町長選挙では、先ほど数字出されましたけれども、2006

年、前回よりも13.26%下がって、投票率は50を切って49となったという現状になっております。町会議員選挙におきましても、先ほども数字出ましたけれども、2007年の選挙は2003年よりも4.95ポイント、2011年は2007年よりも2.74ポイント落ちているというふうな現状です。

そこで、年齢階層別投票率、先ほど若年層の投票率が大変低いというふうな説明、答弁がございました。前回の町長選挙においては、亘理町の場合、全体の投票率は49%でしたが、20から24歳までが24.47、25から29までが24.55と若い人の投票率がかなり低くなっている現状です。逆に、65から69までの投票率は70.49と高くなっております。ほかの選挙、国政選挙においても年齢別投票率は同じ傾向にあり、若い人の投票率が低くなっていると言えます。

私も要因とすれば、一番に挙げられるのが政治への無関心な人が増加したのかなというふうに思います。そこで、その若い方への投票率向上への啓発、先ほど成人式で資料を配るとかバースデーカードとかを送るというふうなこともありますけれども、昨今インターネット等が普及しておりますので、ツイッターやフェイスブック等でその媒体を活用してPRするというのも一つの方法ではないかと思うんですけれども、その辺の考えはございますか。

議長（安細隆之君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤 浄君） 先ほども申しあげましたけれども、いろんな方法を行っていく以外にないと思いますので、今のご提案あったことにつきましても一つの有効な手法というふうに考えてございますので、今後委員会の中で検討実施に向けて行っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうですね。急に「ツイッター、フェイスブックに取り組んでください」、「はい、そうですね」なんていうわけにはいきませんので、これは検討していただいて、これに取り組んだから投票率が10%上がるというふうな問題ではないと思うんですね。やっぱり地道にやることによって、毎回毎回0.5ポイントずつ、何かこう元に戻すというふうな取り組みが大事ではないかというふうに思います。

成人はいいんですけれども、小中学生、先ほどポスターとか標語のそういうきっかけをつくりまして関心を持っていただくというふうなことですけれども、そのほかに学校教育の中で取り組みながら、選挙とか政治の学習をする機会が少ないので

はないかなというふうなことも考えられますけれども、実態はどうでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 選挙に関する学習というと、小学校の場合は6年生で若干政治というふうなのが入りますので、その中で選挙に関するような学習をしますけれども、それほど大きくではないわけです。時間数がですね。ただ、中学校に行くと公民の中で政治に関するような学習、これは五、六時間あると思いますので、その辺の中でやっぱり子供たちへの働きかけというかが出てくるかと思えますけれども、ただそれだけに限定した時間数というのはそれほど大きくないということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 限られた時間なので、そういうのをなかなか中に入れ込むということも大変だということもわかります。

あと、中学校に関しては、先ほど生徒会会長の投票の関係で模擬選挙等も関連づけさせて、これ、学習させるということで、私も考えていたんですけども、そういうふうな答弁ありましたので安心しました。

あと、高校生につきましても、インターネット等で調べますと、数は少ないですが、将来有権者となる高校生の皆様に投票所に来ていただきまして、選挙事務の手伝いをしてもらうと。その手伝いをするによって選挙の大切さを実感してもらう体験は絶対必要ではないかというふうに思いますので、一度に数十人というのはなかなか無理だと思うんですけども、でも数多くの高校生に選挙あるたびに参画していただくようにぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

学校教育の取り組みはこのくらいにして、次は有権者の投票における利便性の面から考えたいと思います。投票時間は、これまでの実績で前回から終了時間を早めました。それはそれでいいことだと思います。何年か前から期日前投票もかなり浸透しておりまして、期日前投票そのものの投票率の向上も見られてきております。そこで、投票区と投票所について考えてみたいと思います。

震災後に投票所の変更がございました。荒浜地区では4カ所が2カ所に、吉田地区は5カ所が4カ所にそれぞれ減っておりまして、亘理地区では公共ゾーン仮設住宅に1カ所ふえております。これらは、震災の影響での対応だと思います。そこで、投票所の投票率に関連してちょっとお話したいと思います。

2003年からの町議会、そして2006年、2007年、2011年、2014年の過去5回におきまして、5回ともそれぞれの平均投票率を上回った投票所が4カ所あります。毎回、ずっと5回とも平均を下回ったのが4カ所あります。1カ所が亘理保育所です。2カ所目が海洋センター、逢隈地区の海洋センター、それと鹿島保育所、それと逢隈の牛袋公会堂。この4カ所が、5回とも平均投票率を下回っております。その中で、投票率の最下位、最下位という言い方おかしいんですけども、一番投票率の悪かった場所が2003年の場合は亘理保育所、2006年の町長選挙では海洋センター、2007年の町議会、2011年の町議会、2014年の亘理町長選挙ともに3回とも牛袋公会堂が最下位の投票率となっております。

ちなみに、投票率が一番よかったのが、2003年が吉田浜集落センター、2006年が荒浜地区の勤労青少年ホームと箱根田公会堂、2007年が一本松公会堂と吉田浜集落センター、2011年が公共ゾーン、これはずば抜けて70%でございました。公共ゾーンと一本松公会堂、直近の14年の町長選挙で一本松公会堂。この一本松公会堂は、今回の町長選挙を含めて過去3回連続でトップと、投票率が一番よかったというふうな結果が出ております。

これも含めて、これの数字も含めながら、今回の震災を考え、亘理町もここ何年かで逢隈地区、亘理駅東、浜吉田駅界限など新しい住宅団地が形成されております。住民の生活分布図がかなり変わってきており、町民の皆様の行動パターンも変化しております。それらに見合った投票区の見直しが必要ではないか一度検証していただきまして、有権者の皆様に政治参加の原点である投票に行っていただきやすい環境を整えることが必要であり、投票区と投票所の見直しをすべきと考えますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤 浄君） 非常に難しいお話なんですけれども、投票所をふやせば投票率が上がるか、あるいは投票所を減らすと投票率が下がるかというのは、一連ではないというふうに今までの経過から行くと出ているようでございます。ただ、少しでも投票率につながるためというふうなことで、委員会の中でも話はやっぱり出ております。

ただ、一つネックになるのが、新たなところを設ける場合、駐車場が一番問題になります。どうしても渋滞を起こすというふうなことは困るというふうなことで、

駐車場の確保のできる場所というのが一つでございます。

あと、今まで行き慣れていた場所、投票率を先ほどお示ししていただいた場所というのが、比較的昔から住んでいらっしゃる方が多い地区で、投票率の低い場所というのが、それが全て原因ではないんですけれども、比較的新興住宅街のある地区というふうな傾向がみられます。新興住宅街というのは、先ほどの投票率の際もお話しましたけれども、若いご夫婦等々が多いというふうなことも結果的に同じような形になるのかなと思っておりますので、まずPR活動はもとよりなんですけれども、今ご提案いただいたことにつきましても、委員会のほうで検討はしてみたいというふうに考えてございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 例えば、具体的に言いますと、今回震災で公営住宅建設をやっております下茨田地区に集合住宅ができます。下に戸建てができますと、結構世帯数のボリュームがふえるわけですね。あの地区というのは、線路を越えまして西側に向かって保育所、互理保育所のほうが投票所になっておりますので、やはり、私もそうなんですけれども、私が線路を越して東に行くというのはなかなかおっくうなんですよね。多分、東にいる方も線路を越して、跨線橋を越して西に来るというのはなかなかしんどい、面倒くさいといった部分で投票を棄権してしまう部分もあると思いますので、せめて今回そういうふうな状況なので、互理駅の東のほうに1カ所設けてもいいのかなというふうに思いますし、例えば駐車場がなかった場合、これも相手先がいることですからわかりませんが、例えばスーパー、あそこですと生協ですか。スーパーの駐車場とかを借りるというふうな手もないわけではないんですね。必ずしも公共施設で行うというふうなことでもないと思いますので、その辺の可能性も含めて検討の中に入れていただければと思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（佐藤 浄君） 委員会の中でぜひ検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 最後に、何より投票率向上と言いますと、我々議員も何をやっているのかというのを有権者の皆様に伝える努力は惜しまず行動すべきであることを申

し上げ、次に移ります。

2 番目です。わたり温泉島の海の経営戦略についてです。

10月4日、東日本大震災から3年7カ月ぶりのリニューアルオープンとなるわたり温泉島の海。亘理・荒浜の観光拠点施設で、復興のシンボルとも考えております。亘理町水産センターであるきずなぼーと“わたり”と同時オープンいたしますと、互いの相乗効果で来客数と確保するとも聞いております。営業再開すれば、赤字経営にならないよう、これが事業者の責任であります。毎月の利用者数、売り上げ、年間を通しての誘客イベントなどの計画を立て、経営に努めるべきと考えております。再オープンに当たり、これからのわたり温泉島の海の経営戦略と経営に携わる組織についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

わたり温泉島の海につきましては、町の重要な観光拠点として位置づけ、多くの誘客の呼び水にしたいと考えております。当面は日帰り入浴のみの営業となりますが、温泉の泉質のよさを前面に打ち出したPRを展開するとともに、集客につなげるイベントの開催あるいはエントランスの利用につきましても、利用者のニーズを把握しながら検討してまいりたいと思っております。

より多くの方に利用していただくこと、リピーターをふやすことが重要であり、お客様に気持ちよくご利用いただけますよう丁寧な接客に努めることはもちろん、安全面に関しても万全を期して運営に当たりたいと思っております。

今後、経営していくに当たり、収益率の高い宿泊やレストラン部門をどのように運営していくか、オープン後の状況を見ながら運営委員会、検討委員会等多方面で検討しながら結論を出していきたいとそのように考えております。以上でございます。（「町長、組織については答弁ないですか」の声あり）

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 組織につきましては、担当課長のほうより説明させたいと思っております。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 当初、再開に当たりまして組織というふうなことでございますけれども、まず職員が2名、臨時職員が2名、そのほかに委託職員5名でのリニューアルというふうなことで考えております。以上です。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 職員2名には、誰になっておりますか。職員2名。

議 長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 職員2名に関しましては、商工観光課職員の兼務辞令でございますので、そういった中から温泉のほうに行くようになります。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） その職員2名の中には、酒井課長は入っているんですか。

議 長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 常時2名というふうなことで考えておりますけれども、私は今のところ入っておりませんが、お手伝い程度というふうなことで考えております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 商工観光課の課長イコール鳥の海温泉の所長というふうに位置づけられると私は理解しておりますけれども、常時勤務しないで第一線の利益を上げる事業者と携わるというのは、ちょっと中途半端な携わり方じゃないのかなというふうに思いますね。やはり何でも、会社組織でも店舗でもそこにいる、まあ、大きな会社ではトップは本社にいますけれども、そこのお店の店長なり責任者なりがやはりかなり常駐すべきではないかと思うんですけれども、その辺どうなんですか。やっぱり中途半端な形で携わるということですか。

議 長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 兼務辞令というふうなことで、常時向こうには行かないというふうなことで考えております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） いいです。

いずれ、今の町長が副町長時代に、議場でみずから総支配人であるというふうな自己紹介がございましたけれども、今回は総支配人という立場の方はおるんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

鳥の海の管理者は、あくまで町長でございます。当時、やはりいろいろなことが想定されます。運営していく上でですね。ですから、責任の所在をはっきりするた

めに、副管理者的な立場で総支配人という形で、私がああ当時の副町長として就任したわけでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

それと、今回ただいま課長答えておりますけれども、商工観光課長は所長を兼務でございます。それで、今回、商工観光課の職員全員に兼務辞令を出してあります。したがって、輪番で詰めるという形でございますして、課長が所長で、所長の立場があることには我々もそのような理解をしているところでございます。

それと、今、議員さんおっしゃったように、今後の運営の中でやはりかつてのような体制、いわゆる総支配人みたいな形も置く必要が出たときは、それは考えていきますけれども、とりあえずまず今回は入浴のみの再開ということで、まずこのようにスタートすると。こういった体制につきましても、状況を見ながら整えていくというのが基本的な考え方でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、不測の事態が発生したとき等を考えた場合、管理者は町長になりますけれども、施設での最高責任者は絶対必要ではないのかと思ひますね。この場合は、酒井所長が常勤ではないということなんですけれども、常にいる職員さんの2人のうち1人が最高責任者で、そんな不測の場合に対応するというふうなことになるわけですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 責任者は、やはり課長である所長でございます。それは、先ほど課長が説明しましたように、いつも詰めるわけでないですけれども、一応責任者として、商工観光課の課長も兼任しているわけでございますから、当然責任者としては所長という立場で課長ということになります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、所長は非常勤ですけれども、たまに温泉のほうに行く。そのほかに職員さんが2人、いるときは3人いるわけですけれども、その3人の中で、役場職員の方なのでなかなか難しいと思ひますけれども、商売、営業、接客をやった経験の方は、その3人の中に1人でもおりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私の見ている限りでは、おりません。したがって、今回の場合は……。実は、前の鳥の海温泉にはタッチしておりませんが、今年採用した

職員、これは遠刈田の温泉に在籍したことがございますから、森といったかな。1名経験者はおります。これは民間での経験でございます。ただ、鳥の海での経験者は、今回は在籍しておりません。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 丸きりいないのかというふうな返事が来てがっかりしたんですけども、ちょっとだけ光が見えたのかなと思います。

それで、うちの議会のほうとして22年の6月に、当時の産業建設常任委員会が観光振興対策の取り組みということで東京の日の出町に調査に行きました。調査場所は、日帰り入浴温泉つるつる温泉ということで、この議場でも調査報告を行っております。この温泉は、赤字が続いておりまして、指定管理者制度を導入、支配人に観光の専門家を招致いたしまして、単年度黒字になる経営を行っていくという状況になっております。これの理由といたしますか、何でこういうふうないい形になったかといいますと、やはり全責任と権限を支配人に移譲して運営しているということが、現在の経営形態で何を行うのにも対応が迅速であると。公共施設のサービスでも、企業感覚を持ったリーダーによって変わるという報告ですので、この辺も一度、22年の6月ですので、せっかくうちの産業建設常任委員会の委員が視察に行っておりますので、先ほど言ったように民間の経験はあっても温泉の経験がないということで、ぜひこの辺の報告書を参考にしてもらいたいと思います。

また、亘理町は山形県村山地方との交流もございまして、あちらには1自治体に1つの温泉があると聞いております。そういうふうな身近に参考になる温泉地もございまして、時間を見てその視察に行くということも重要ではないかと思っておりますけれども、その点に関していかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変、参考の意見ありがとうございました。全くおっしゃるとおりでございます。私自身も、実はこの震災後、時間を見てはそれなりの施設を実際に歩いて見ております。したがって、今回、先ほど申し上げましたように、一番のポイント、戦略と言われるかどうかこの辺は言葉のあれでなかなか難しいところなんですけれども、泉質が極めて皆さんから高い評価を得ているわけでございますけれども、そういう面で今回の一番の進め方としては、この温泉の入浴そのもの、いわゆる湯浴みを、これをもう口幅ったいんですけども、できれば日本一、日本

一じゃなくとも仙南一、湯浴み仙南一、これを目指してひとつ頑張りたいと思います。その際は、今お話ありました事例も参考にさせていただきますし、近隣のいわゆる運営の仕方ですね。これらも十分に取り入れたいと思います。そして、おっしゃるとおり、できるだけ早い時期に採算ベース、この点に乗るような方策もあわせて考えていきたいとこのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 先ほどまでは組織のほうの質問をいたしましたけれども、これからは経営戦略についてちょっと詳しくお聞きいたします。

経営方針というのは、経営の基本目標を示したものでございますが、これを一応目的と位置づけます。経営戦略、私の今回の質問にあります経営戦略は、この基本目標を実現するため、いかに事業活動を行うかということで、先ほどの目的に対してこれは手段なんですね。事業者が向かうべき方向、達成水準を示すものであります。目的、基本目標を示したものを目的と位置づけましたのは、その目的の一つには利益がございます。経営目標の一つが利益ではございますけれども、利益だけが目的ではございませんが、大きな目標の一つではあると思います。少なくとも利益がなければ、事業は推進していきません。利益が出ない会社は、社会的な意義がないとも言えます。

利益とは何かと言いますと、売り上げから費用、経費を引いたやつが利益なんですね、単純に。利益を上げる方法は、私が考えると2つあります。1つは、費用が一定で売り上げを上げる。例えば、鳥の海温泉に当てはめると、全員協議会のほうの説明で年間7,787万円かかります。これは、一応固定するとしますと、売り上げを上げるイコール入浴客数をふやすというふうな取り組みになります。2つ目、売り上げを一定にして、費用を下げる。説明では、入浴客数は1日350人という説明がございました。それを固定として、7,787万円の経費を下げる。このいずれかなんですね。その1、その2、可能と思われる項目は、どちらと考えられますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

多少、今回の鳥の海の再開に当たりましての見解の相違が、多少あるかなというふうに向っておりました。今回の鳥の海の再開というのは、鳥の海自体の経営を第一に考えて再開するわけではないわけでございます。一つは、やはり復興の一つの

シンボルとして持っていきたいと。それから、全く震災前と周りの状況は一変しているわけでございます。したがって、鳥の海のこれからの活用方法は、当時とはまた違ってくるのかなど。今回、水産センターあるいはまた漁港、いわゆるなりわいが整い始めてきておりますけれども、往時とはまだ比べようもないわけです。ですから、そういう面ではやはり交流人口をふやす、そして観光の拠点にするために、今回はまず復興のシンボルとしてまず再開しよう。しかも、町民の方々、せっかくあの温泉が無事だったものですから、ぜひ入りたいとそういった町民の方々の要望。それから、町外の方々、すばらしい施設なんだから何とかあそこを再開していただければいいですねといろんなそういった声が寄せられたわけでございます。今回の場合は、議員さんおっしゃるように、鳥の海温泉のいわゆる経営といえますか、採算を考えた上での再開じゃないと、これはその次に来るものだといふふうな理解の仕方しております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 町長の考えはわかりましたけれども、残念ながら町民のほうはそういう考えではございません。やはり営業した以上は、赤字垂れ流しにした施設ではいけませんよ、議員さんしっかり注視してくださいねというふうな声を高々にいただいております。

先ほどの質問の答えがございませんけれども、私とすれば経費を固定化して売り上げを上げるというのが今回の基本の目標になるのではないかと思います。そこで、利益を上げる手段、つまり経営戦略でございますが、売り上げイコール入浴者数をいかにふやすかというふうな取り組みです。町長は、昨日の質問でとりあえず営業を再開すると。「とりあえず再開する」と聞いて、ちょっと私がかかりしたんですけれども、民間に勤めた経験のある方が、ましてや11億6,070万円の借金を背負って建てた、これからしっかりと経営しなくちゃいけないのに、今も説明がありましたけれども、とりあえず営業して徐々にいろんなことを考えていくというふうな発言を聞いて、ちょっとかかりしたということです。

とりあえず再開するというのではなくて、毎月利用収入を伸ばす戦略、町内外の利用者誘致、誘客の企画、数年後には宿泊やレストランを再開するとしたしっかりした年度目標をつくりまして、それに向かい経営戦略をつくり再オープンすべきではないかと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変誤解を与えて申しわけないんですけども、私がもし民間の経営者であれば再開しません。これは、地方自治体でありまして、町の全体的な今後、将来の利益を考えた場合、民間ではできないので我々自治体として、ここは将来の亘理のために今やはり再開すべきであるという判断に至ったわけでございます。民間のおっしゃるように、採算ベースのみを考えていたら、もう少し、もう少し、もう少しということで、来年、再来年、3年後になるか4年後になるかになろうかと思えます。ですから、ここは利益ということ考えた場合は、鳥の海自体の経営の利益というよりも町全体の今後の利益を考えた上での決断とこのようにご理解いただきたいと、このように思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 確かに、民間と公営の経営の違いは、今まさに町長が言ったところにありますね。当然、民間は利益追求で営業しますし、公営の場合はそんなに儲けてしまうと、例えば同業者の民業圧迫となることも考えられますし、かといって赤字を膨らませればその分町民に負担がかかりますので、ほどほどの利益、ほどほどの損失という形で進むのは仕方ないのかなというふうに思います。

そこで、全員協議会の説明で、先ほどの年間7,787万円かかりますよと。1日350人入りますと1人当たり640円、入浴料を500円もらっても1人当たり140円の赤字、これは目に見えているんですね。その目に見えているのに、やはり努力しなくてもいいのかというのもこれは納得できませんので、ここまで数字を出していただいたので、例えば7,787万円かかります。年に348日稼働します。子供さんは別にして、全員大人が来ました。500円いただきます。1日何人の利用客数になるか計算したことはありますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私がかねがね、前のときもそうなんですけれども、ずばり言いますけれども、まず500人、これを1日の目標にしたいなというふうな考えでおります。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） すばやい計算で、大したもんですね。私もきのう電卓ではじいたら、プラマイゼロで450人です。これは、入湯税を別にして、あくまでも500円入るという計算ですと450人なんです。450人、男子と女子を分けると225人です。10時

から8時まで稼働しますと、10時間ですよ。225人を10で割りますと1時間23人。決して不可能な数字ではないと思うんですね。お風呂のその場所だけを見れば。ですから、いかに450人なり500人を誘客するか。ここだと思っんですよ。ですから、先ほど言いましたように、民間の方たちの経験とかを研修いたしまして、当初1年、2年、現場を見るとわかりますけれども、まだまだ周りは復興状況が整ってありませんので、なかなか町外の方というとなかなか難しいかもしれませんが、やはり難しくても3年後に来ていただけるようなPRというのをこれからしていかなければならないと思いますし、一般会計から先ほど言いましたように10億円繰り入れております。できれば、この辺の借金も、長い年月がかかるかもしれませんが、払うつもりで、さらに利益を上げてこれを払うつもりで経営していただければと思います。最後に町長の考えをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は昨日、小野議員からもこの件について貴重なご意見がありました。多少、高野議員さんとは見解の違い、意見の違うご意見だったのかなというふうに理解しております。それから、その後、鈴木委員からもたしか鳥の海温泉で質問あるかと思っます。いろんな、そういった議員さんの中でも恐らくご意見がそれぞれにあるかと思っますし、ましてや町民になるといっぱいのご意見が出ます。それらをこれから営業していく中で拾っていきたく思っます。

ただ、私が申し上げたいことは、この被災3県の中で100メートルの位置のところがありまして営業を再開するというのは、亘理町のわたり温泉鳥の海だけなんです。これだけで全国発信できる価値があるかと思っます。ほかの地区は、これからお金をかけながら遺構だけの形に進むのかなと。わたり温泉鳥の海が再開するというのは、先ほど申し上げたように、亘理町民の心意気を全国に示すことだろうと思っます。そのことは、相当のアピールになると思っますし、町民の誇りにもなるかと思っます。その辺を一番のセールスポイントに、今ご指摘ありましたように、営業の面で入客のいわゆる500人を目標に頑張っていきたいとこのように考えております。ひとつ、今後ともご支援のほどをよろしくお願ひしたいと思っます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 最後に、3番に移ります。

臨時福祉給付金の申請手続についてお伺いいたします。

厚生労働省は、臨時福祉給付金について平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を給付するものであります。支給対象者といたしまして、平成26年度分の市町村民税が課税されない方が対象。ただし、「ご自身を扶養している方が課税されている場合」並びに「生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です」というふうな説明書きがホームページにあります。しかし、本町では課税されている方にも案内を出されておりました。対象外の方にとっては、大変困惑した方も多くいると聞いております。申請書類の不備で、二、三回自宅と役場を往復、申請したあげく対象外との通知が来てがっかりしたという方もおります。住民サービスの面やそして経費節約の点から、該当者に絞って案内を出すべきではなかったのかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本年2月に、県担当部局から臨時福祉給付金についての制度説明があり、その中で住民に直接的に申請を促す取り組み例が提示されております。1つ目は、給付措置に関するチラシ等を全戸配付する方法。2つ目は、平成25年度の市町村民税、いわゆる均等割の非課税者に対して税の担当部局が住民税の申告を進める、いわゆる懲遷を行うに当たり、給付措置に関するチラシを同封する方法。そして、3つ目は介護保険額決定通知書を送付する際、送付対象者が市町村民税、均等割のですね、世帯非課税の者である場合、介護保険料の所得段階が第2段階及び第3段階になります。これにつきまして、給付措置に関するチラシ等を送付する方法がありました。

2つ目の方法は、税務担当部局のみ行うことができるものであり、税の賦課徴収の一環として行われる事務であるため、地方税法第22条の守秘義務違反の問題は生じないものとなっておりますが、申告の懲遷は2月初めまでに行うものであり、時期的に間に合わず無理があったこと。また、臨時福祉給付金の制度では、実際には平成26年度の課税状況により判断するものでありますことから、平成25年度分の税情報による申告懲遷では対象者とはならない方に送付してしまう可能性があるため、そして申請の漏れがないことを第一に、また給付金の内容がわからなく送付されない方からの問い合わせも多くなると考えまして、隣の山元町とも協議しながら全戸

配付に踏み切った次第であります。

全世帯への周知に当たっては、給付の対象になるかならないかの診断チャートを盛り込むなど対応した次第ではありますけれども、高野議員が申されるように、問い合わせや無駄な金を使っている、なぜ役場内でわからないのかなどの電話や意見がありました。問い合わせやご意見に対しましては、地方税法や個人情報保護の関係などを説明申し上げ、ご理解いただけるよう努めてまいった次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 亘理町の場合、多分申請書の案内は6月下旬ころに送っているというふうにホームページにありましたけれども、その時点では26年度分の町税が課税されたかされないかはわからなかったということですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 事務手続の面ですので、福祉課長のほうより説明させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 26年度分については、6月の中旬に税務課のほうで発送しておりますので、うちのほうとしては、システムの構築に当たっては、情動的にはシステムの中ではつかんではおります。ただ、先ほど町長のほうで申し上げましたように、税法上の関係、それから個人情報の関係等で勝手にうちのほうで情報を使うことができないということもありますので、全世帯に、最初の計画どおりに進めさせていただいた状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、福祉課が単独で個人個人の納税、非納税の情報を税務課からは引き出せないというふうなことなんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 単独では、法律等に規定があれば別なんですけど、本人の同意等がなければ勝手に情報を使うことはできない状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それ、ちょっとびっくりしたんですけれども、そういうふうな答えが出ると思わなかったんですけれども、例えば近隣の市町等どういうふうな形で申請書を出しているか、ちょっと調べてみたんですね。岩沼はしっかり該当者という

ふうになっています。村田も柴田も大河原も川崎、名取も対象者とか該当者に申請書を送付というふうにホームページに書き込みされておりますけれども、どうして亘理町がそういうふうな税務課と福祉課の関係があってできないのに、ほかの市町村でやっているんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 県のほうの説明の中で、2月の時点では徳憲のための26年度の課税のための申告について、前年度非課税の方に対して通知する場合に、税務課のほうで行う場合にあわせて今回の給付金の内容等をお知らせすることは構わないですよということの話だったんですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、今回県内で全世帯に送付したのは、議員さんおっしゃられるように、県南のほうはほとんど該当者の方に直接、その方法はどうかはちょっと確認していませんが、税務課サイドで多分通知をした中に福祉課サイドを盛り込んだのか、そういう観点はありますけれども、全世帯に配付したのは、通知申し上げたのは、うちのほうと山元とあと多賀城と塩竈のほうで、県内では4市町村。

税法上の解釈の問題があるかと思うんですが、質疑応答の国のほうの示している内容につきましては、税法上の中で守秘義務等があります。それから、個人情報についても町のほうで個人情報の審査会等の中で手続を踏んだとしても、それはできませんよというような回答が示されておりますので、一応町のほうとしてはそれに従って、申請漏れがないようにということも含めて全世帯にさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そういうふうな上のほうの指導があったということはわかりますけれども、よく事業に取り組む場合に近隣市町の状況を見るというふうな答弁が当局のほうからありますけれども、今回はそういうふうな手続はしなかったんですか。情報収集はしなかったんですか。近隣の情報。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 先ほども申しあげましたように、山元町のほうとは協議をさせていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そういうふうな事情ということが、なかなか町民の方に伝わってお

りませんので、先ほど町長からもありましたけれども、やっぱり経費の無駄遣いというふうな声が聞こえましたし、通知が来ますと何か自分ももらえるのかというふうな期待感も裏切られたというふうなこともありますので、やはりこの辺はイコール住民サービスの部分につながってくると思うんですね。やっぱりこれが、今回の判断がよかったかどうか私もわかりませんが、一度こういうふうな場合、これから来年あるかどうかわかりませんが、やはり1回検証してどういうふうな形がいいのか、取り組んでいくべきなのかなというふうに思います。

それで、亶理町は全世帯に配布したということで、対象者の数は把握していないということですね。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 税のほうの5月末のデータ、毎年6月に発送する課税の状況等については、システムの構築については3月の補正か何かで多分対応させていただいて、もうシステムに取りかかっておりますので、その中で情報的には盛り込みはつかんでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） それで、亶理町の場合は申請が7月1日から10月1日までなんですね。広報あたりにもありました「期間中に申請がない場合は辞退したとみなします」というふうにございますけれども、例えば対象者を把握している場合、まだ申請のない方には、ちょっと一番最初の発送方法と考え方が変わってきますけれども、再度案内を出すとかということはあるんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 当初に申し上げた税法上の関係の守秘義務の関係等もありますので、その辺を国のほうに十分確認して対応したいと思いますし、先ほどご指導というかいただきました内容も、今後もしかしてある場合につきましては、今回の近隣市町村がどういう体で法に触れない形でやったのかも情報を集めながら、対応は考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） せっきくの国の政策なので、こぼれない方がゼロに近くなるような対応をしてもらいたいと思っております。

それで、ちょっと金銭的なことなんですけれども、今回、申請書を全世帯に送付

しました。その申請者にだめですよと、不可対象者ですよ、対象外ですよというふうなのを再度郵送しているわけですがけれども、それと対象者のみにだけ郵送した場合とのその郵送代の差額、該当者だけ郵送した郵便代と今回全世帯に郵便を出した、申請があつて不可の返事を出した、その合計の差額って幾らぐらいになりますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、最初の全世帯の送付につきましては、91万円ぐらいかかってございます。1通82円の計算で、約1万1,000ちょっとぐらいの世帯に送っていますので。それで、うちのほうでつかんでいる情報的な該当世帯、当初よりも大分減ったんですが、3,300世帯ぐらいで計算しますと、それだけで65万円かその辺の金額の増とはなっている状況でございます。あと、不支給の通知につきましては、現在1,300世帯ぐらい不支給があります。その観点、82円で計算しますと10万円以下の金額ぐらいは支出増になっていると。合わせまして、今回手続きしやすいように郵便でも返信用の封筒を入れて郵送いただいている方もいらっしゃいます。その関係でもさらに10万円、20万円なりの金額は増加となっていると思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 亘理町の年間予算から見れば、10万円、20万円は大したことないですけれども、やはり町民の方たち、特に被災した方たちにとっては5万円、10万円、決して低い金額ではないと思いますので、この辺の経費の使い方、あと先ほど言いましたように、全員に配るのがいいのか、しっかり該当者を絞って出すべきなのか、やっぱりその辺、住民サービスにもつながりますので、こういうふうなことが今後、今回いいか悪いかわかりませんが、やはり町民に不快感、そして不満を与えないような住民サービスが必要ではないかと思います。これで私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時20分といたします。休憩。

午後0時19分 休憩

午後1時16分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番佐藤 實です。

私は、2問について質問を行います。

1問目、災害危険区域の土地売却についてでございますが、災害危険区域で土地を売却したことにより、所得が発生した場合の負担増についてお伺いいたします。70歳後半の2人暮らしの老夫婦、夫は介護施設に通所している。生活費は国民年金で賄い生活しておる。町に70坪の土地を300万円で売却した。低所得者でもあり、一時的な所得の増加により、新たな保険料の負担が発生し困っている。一時的な支払いにせよ、特例や緩和策はないのかお伺いいたします。

次の4点をお伺いいたします。

（1）本町における同様の対象者は何人おりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

介護保険料算定に際しての合計所得金額は、特別控除前の合計所得金額で算出することが介護保険法施行令で定められておりますので、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と同様に、年金額等が変わらない方であっても、売買の翌年は一時的に保険料が上がる状況となります。現在、把握できている件数は、町買収分ですけれども、134名となっております。

次に、国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の保険料を算定する際は、公共用に買収された土地に係る所得割額については課税されませんが、国保税における均等割額と平等割額及び後期高齢者医療の保険料における均等割額の軽減を判定する場合には、所得があったものとみなし、所得に応じて軽減される税や料のうち、国保税の割合は7割、5割、2割、後期の医療保険料の場合は9割、8.5割、5割、2割の軽減の範囲の変動や受けられない場合がありますので、土地売買前年と給料や年金額が変わらない方であっても、税や料が上がる状況となります。

今現在で把握できる件数は、町買収分ですが国保税で107世帯、後期高齢者医療、被保険者でない世帯主等で買収された世帯は除きますが、それでは68人となっております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 対象者は、これはあくまでも昨年度の売却した方々ですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 人数のあれですか。基準ですか。（「はい」の声あり）これ、健康推進課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 町の部署で担当しているのは用地対策課でございますので、そこで買収された金員を把握いたしましたのと、税務申告されている方ということでの税務署なり町に申告なされている方ということで、25年中に申告なされている方の数でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 前年度に売却したその結果がこのようになって、今年度に賦課されるということで私も聞いておりますが、まずもって昨年がこのくらいの人数ということは、まだいろいろと移住先あるいはそういう土地の売買をしない方も中におろうかと思えます。今年度はまた、26年度は改めてまた多くなるのかなとそういうふうに考えておりますが、まずもって今お示しいただいた方々でございますが、私が冒頭申し上げた一例を挙げて質問をいたしました。

この内容で見えますと、かなり切迫された方々も多数おられるとそういうふうには推測してお話を伺いますが、この災害危険区域土地売却ということは、あくまでもその本人たちがいろいろと自分でこういうふうにして売りたいということで売わけじゃなくて、ここには住んでいけませんよと、住めないですよというのが原点であります。そういうことから、結局否が応でもとにかく住めないというのが第一条件ですから、それを何とかクリアするという方法で困っている方、弱者を救済するためには、いろいろと町でもそういう対策も講じなきゃならないと思えますが、今この算定基準という結果で、一応基準というのはあくまでも5万5,320円、私の調べた、担当課からお聞きした内容でございますが、これの保険料算定ですね。65歳以上の。1段階から8段階まであって、0.5%から1.5%をこの算定基準に掛けて納めていただくような形になるというふうになって、一時所得のために今、町長が申されたような経過になろうかと思えます。

そういうことを踏まえて、今後この弱者に対してどういうふうな形をとるのか、町の方策はあるのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 制度的な問題でございますから、なかなか町独自の考え方ということとは難しいと思いますけれども、もし事務レベルで今検討しているのであればということで、福祉課のほうから説明させたいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ただいまの議員さんのご質問でございますが、第5期の介護保険料の基準額5万5,320円ということでのご質問かと思えます。保険料につきましては、議員さんが申されるように市町村民税の非課税世帯から課税世帯に変わってきますので、第4段階あたりまでは市町村民税非課税の関係、明記されております。それで、第5段階、第6段階になりますと、課税されている世帯ということになってきますので、その関係で保険料のほうは上がります。ただ、これにつきましては法律的に定まっていることでございますので、特例的に危険区域の土地の売買に伴ってのみ軽減的なことを行う考えは考えておりません。被災地の関係での保険料の減免については24年度まで実施したかと思うんですが、その関係についても既に終了してございますので、今のところ土地の売買に伴っての減免ということは考えてございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 先ほど私が申し上げたように、これは国の施策ということで厚労省が納入するように促して、決まっているので納入してほしいというような話を言っていますが、ある反面、ある弁護士は今回の売却は、それは一般取引ではないですよ。そういうことを思って特例扱いにすべきではないかと言う方もおります。

ただ、これはあくまでも個人的な見解でその弁護士さんが言ったのかと思えますが、結局こういうときのためにいろいろと復興交付金などそういうものが使われてしかるべきかなと思うんですが、こういう使い道というのは今、町長が言われたように、町としてはそういう考えはできないということですから、この復興交付金に対しては、じゃあどういうふうに考えておられますか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 復興交付金につきましては、それぞれ今まで第9次まで交付申請が終わっておりますけれども、それぞれその事業費、内容、目的があって初めて申請が認められております。それで、今現在で707億円ほど事業費になっており

ますけれども、いずれ目的それからその内容が決まって初めて認められておりますので、他の事業等には使えないというような状況でございます。

いずれ、残りについては全額、震災復興の特別交付税等について対応ということになっておりますので、町の持ち出しはございませんが、そういう意味で、何の事業でもそうですが、できるだけ町の持ち出しをなくすような形で震災復興金の活用ということで進めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確かに、無理と思うことも私はわかっております。しかし、そういうことであれば結局、何も復興交付金の使い道が最初から定まって決まっている、決まっているから使えない、これはこれで、先ほども町長が述べられたように、国の施策で一町としての考えはあるけれども、それに対してはこういうふうな上からのという感じになろうかと思えます。

復興交付金とかそういうものは足かせというよりひもつきにならないようにちゃんと使っていますという大臣というか、そういう国会議員さんがおったようでございますが、それは結局その人思いの話であって、実際は最初からこれにしか使えませんよというふうに来ているのがこの復興交付金ではないかとそういうふうに思いますので、やっぱりできない、できるじゃなくて、こういうことを末端のほうから上のほうに上げてやるべきかなとそういうふうに思いますので、その点も組み入れながら、今後の対策を講じていていただきたいと思えます。

ちなみに、今回のこの震災において、こういう負担者全員ではございませんけれども、約2万1,000人ほどそういう対象者がリストに上がっているそうです。しかし、全員ではございませんが、その中で一応いろいろな負担増になる、何かにと払わなきゃならない、支払い負担増額が100万円から107万円ぐらい支払いがふえたということを知っておりますので、その点もいろいろと組み入れながら、これは町民税も含めての話でございますから、福祉税としての話ではないので、この辺で打ち切らせていただきたいと思えます。

2番目に入ります。

売却に伴う保険料の負担増等、説明を行ったのかということでお尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。本町の公共事業に伴い、締結される土地

売買契約を行う際には、この契約により留意しなければならない各種税金、保険料及び年金等につきまして丁寧に説明を行っているところであります。地権者の皆さんに説明を行う際には、説明事項をまとめた資料をもとに説明を行っておりますが、今後につきましても用地買収を伴う事業が多くございます。地権者の皆様には十分な説明を心がけ、説明漏れがないよう細心の注意を払い、引き続き丁寧な対応を心がけて対処したいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確かに、もちろん説明もしないで土地を買います、あるいは買いましたという話ではないと思っておりますけれども、しかしこの説明を受けたときは、これは町に協力しなきゃならないというふうな感じで、いろいろとその中に簡単にわかりましたというふうにして判こをついた。しかし、そのときに説明したのには、金額も提示したと思っておりますが、金額も提示しておりますね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私のところまで、用地の取得についてのいろんなクレームが実際、今までほとんど上がってはきておりません。その辺の状況につきましては、用地対策課のほうで十分行っておると思っております。対策課長のほうから1つの例を出していただければと思っております。課長、お願いします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 売買契約を行う際に関しましては、契約書に記載している金額を説明すると同時に、あとそれに伴って発生するであろう所得税ですとか、あと控除額についての説明ですね。それから、あと年金を取得されている方については年金がどういうふうになるのか、あと国民健康保険税に加入してるのか、社会保険なのか、そのあたりも聞きながら細かにこういうことで対処してくださいということで、うちのほうの説明でわからない点については担当課のほうをご案内して、そちらのほうに最終的に確認してくださいということでご案内を差し上げているという状況でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 大体それもそういう該当者にもお話を伺って、いろいろと今、質問するんですけれども、やっぱりそのときは見たつもりでも金額的な、それで支払うのは幾らかとそれしか見ていなかったという人もおります。でも、それは個人の

責任ですから、別に当局側が説明不足とは私は申し上げません。しかし、そういうことを落とさないようにして、いろいろ説明をいただきたい。その後に発生した、やっぱり、ああおれはあのとき売らたくなかったんだけど、ぎりぎり町から来たから売ったよなんていう人も中にはおりますけれども、それは売らなくてもよい場所じゃなくて手放さなきゃならない場所なので、やっぱりその金額は賦課されるというのは重々承知していただかなければ、大変申しわけないけれども、個人の責任ということで私も受けとめました。お話を聞いたときもそういうふうに思ったんですけれども、やっぱりそれはそれで当事者してみれば大変なことであります。ですから、今後ともそういうことに対してはいろいろな説明をしながら、そして丁寧な内容を表示していただきたいとそういうふうに思っております。

続いて、3問目になります。

危険区域となり、やむなく土地を売却した場合の介護サービスの負担額軽減、緩和はできないのかということでお尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

介護サービス利用時の自己負担額につきましては、所得金額等にかかわらず、全ての被保険者の方が1割の自己負担でご利用いただくとなっておりますので、土地の売却をされた方につきましても、自己負担額につきましては同じ1割負担でご利用いただくこととなります。

ただし、特別養護老人ホームなどへ長期入所されている方及び短期入所を利用されている方につきましては、土地の売却等で住民税が翌年度課税となった場合は1割の自己負担の変更はありませんが、食費、居住費の負担軽減の対象から外れてしまう場合があります。一時的に自己負担額がふえてしまう状況となることもございます。しかし、介護保険制度は介護保険法に基づき運営されており、町の裁量では基準を変更することは困難であるため、県を通じ国に対し被災された被保険者の負担が軽減されるよう要望してまいりたいと考えております。

また、今回のケースにかかわらず、国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の保険料につきましては、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、所得区分に応じた基準額を超える場合には、超えた額が501円以上のときに支給される制度があります。以上

でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） これは、1割負担というのが原則でございますから、それ以上、食費とかそういうものに対しては一般の個人払いということになるかと思えます。幸い、今、最後のほうにおっしゃられた特別の負担で501円を超した方に対しては、一応後の負担を賄うというふうになっておりますので、こういうことは国・県、そしていろいろな国施策で判断しているのかと思えますが、全体的に見ればごく少数と見ていてのではないかとそういうふうに思われるので、そしてその点が説明不足ということではないけれども、密な説明をしながら、こういうふうになりますよというような趣旨説明があつていかがかなというふうに思いますので、その点も留意しながら今後の対策を講じていただきたいと思えます。

4番目に入ります。

土地の売却で、負担がふえて困っている。本町としての対策と対応はどのようになっているかお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 介護関係につきましては、3点目の質問でお答えしたとおり、介護保険法に基づき運営しており、これまでの公共事業等に係る土地売却においても同様に対応しておりますので、特別的措置は考えておりません。

なお、町といたしましては、被災された方々の負担が軽減されるよう国・県に対し特例的な財政支援について要望をしまいたいと考えております。また、公共事業等により土地買収された被保険者に係る国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の保険料につきましては、従前から均等割額等の軽減判定には特別控除を差し引く前の金額で判定しておりますので、以前に公共事業等の買収者の方々との整合性や平等性から、今回に限って特別な対策を講じることは考えておりません。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 3問目でお答えいただいておりますので、大体は察しいたしました。それも含めて、今後町としての手厚い支援あるいは国・県にそういうふうな要望をしまいたいということでございますので、その点を今後とも続けて要望していただきたいと思います。そして、町民が住みやすい、そして暮らしやすい町にしたい

くよう要望するものでございます。

以上をもって、1問目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2問目に入ります。

2問目、荒浜地区土地利用計画方針と吉田地区土地利用計画方針が全員協議会に示され、荒浜漁港計画案も同時に発表されました。時間がかかったので、計画内容案は復興計画案と余り変わりなく、当初は昨年9月に発表する予定であったこのゾーニング案が示されなかったわけでございます。しかし、そのころ、4月ごろにいろいろなそういう内容等の話が、復興計画案の中で盛り上げられたような内容がほぼ同様と、予想どおりの内容で目新しい部分がない。しかし、計画を策定したからには全力で進んでほしいですので、次の5点についてお伺いいたします。

1つ目、完成目標は何年を見込んでいるのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、町におきまして災害危険区域内でお住まいだった被災者の方々の住宅再建を後押しするため、国の制度、いわゆる防災集団移転事業を活用し、震災前にお住まいだった宅地等の移転元地を移転促進区域に指定し、町が買い取る被災者支援事業に取り組んでおります。

そして、町が取得した災害危険区域の一带の土地について、将来的に魅力とにぎわいのある有効な利用方法を災害危険区域土地利用計画としてまとめる策定作業を昨年度から進めてきたところであり、その原案を先日、議会の皆様にご説明したところであります。

ご質問の完成目標年次についてですが、基本的な考え方として、復興事業については互理町震災復興計画で定められた計画期間に沿って進めてまいります。したがって、平成23年度から平成32年度までの10年間のうちに完成を目指したいと考えております。なお、住民の安全・安心を優先に考えるとともに、復興交付金事業の期限等も考慮しながら、進捗が可能な事業から進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） ただいま、23年度から32年度まで10年間と。しかし、今年度でもう3年が経過しております。残り7年しかないと思いますが、どこまで進むのか心配であります。復興交付金の使い方、そして復興大臣が今回かわりました。その中で、

そのまま復興に進むという、きのうも何か石巻のほうで復興大臣がお話しておりましたから、我々もそのニュースを見て安心しておるわけでございますけれども、しかしそういう中でいつまでも、そういう政治的な変化があればいつでもころころと変わるような現状であります。そういう面から見ても、とにかく今、進める状況、その速度を速めることが先決だと思いますが、その点についていかに町長はお考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。今まで住まい、それから教育施設、公共施設の整備、あるいはなりわいということで整備を進めさせていただきました。おかげさまで、ほぼ計画に沿ってきたのかなというふうに考えております。

これから、特に避難道路、きのうも出ました避難道路、それから危険区域の土地利用計画。これは、よりスピードを持ってやる事業だと思います。そうしまして、この段階において財源的に非常に心配な点もございます。したがって、くどいようですけれども、スピードを持ってやるには、我々町の職員が中心になりまして関係機関のご協力をいただくわけですけれども、特にこれからは県、さらには国、このご協力も、あるいはご指導、これらも全面的にいただいた中で展開してまいりたいと。

特に、この危険区域の土地利用については、全面的に県・国のお力をいただきながら進めてまいりたいとそのように思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確かに職員の方も大変だと思います。町長は激務であります。そういう点から見ても、とにかくそういう町のトップとして政府あるいは県、そしてこの職員の統率を見ながら、スピード感ある町の行政を担っていただきたいと思えます。そして、この状況がいつ変わることなく、やっぱり目標を持ってやればその目標に進むことが先決、そして進んだ結果がものにあらわれてきますので、その点も踏み込んでひとつ頑張っていただきたいとそういうふうに思うわけでございます。

けさの新聞だと思いますが、まだ宮城県内でも職員の数が、復興に関しては100人以上の人数が不足しているというふうな中で、我が町としては職員の皆さんに一生懸命やっただいていて。そういう中で、ひとつ町長も大変だと思いますが

頑張っていたきたい。お願いしたいと思います。

2問目に入ります。

同時進行は不可能と思うが、このゾーニングはどここのゾーンから始まるのか、その点についてお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、荒浜地区、吉田地区ともに、事業の進捗が可能なところから各個別事業に取り組んでおります。

まず、荒浜地区におきましては、既に現地で再建されている水産商工業者を含め、水産センターや共同店舗並びに漁具倉庫などを整備する水産商工ゾーンや、わたり温泉島の海を中心とした交流エリアの整備にも取り組んでおります。また、スポーツエリアのうち陸上競技場、野球場の災害復旧事業については、本年10月の災害査定実施に向け、国・県関係機関と協議を進めており、今年度中に設計業務等を進めたいと考えております。

吉田地区におきましては、宮城県が施行する圃場整備事業により、町が取得した宅地等を含め用途に応じた土地の集約化を図り、将来的に農地、いわゆる水田あるいは畑地や各種事業用地、自然エネルギー発電施設、農業生産施設等有効な土地利用に向けて、関係者等への調整作業を進めておるところであります。

なお、荒浜地区に1カ所、吉田地区に3カ所計画している避難丘を含む津波防災公園並びに津波減衰施設である緩衝緑地帯、海拔10メートルの丘、それと海拔5メートルの防潮堤については、今年度設計を進め、早ければ来年度から、準備が整ったところから順次工事を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 先ほども鳥の海温泉に関して質問があってお答えしたと思いますが、水産センターそして鳥の海温泉が、10月4日にリニューアルオープンがあるということですが、ただ、今10月設計、そして来年度にはもう工事が始まるとなっておりますが、この中でわたり温泉が開業する、あるいは水産センターがオープンする、あとそういう店舗が出てくると。水産ゾーンですか。この中で、結局、工事が始まった場合、お客を誘致する中で、逆に今度は工事車両も入ってくるわけですが、その点について、かなり煩雑する可能性はあるのではないかとそういうふうでありますから、今1点目で申されたような交付金等いろいろ活用する

ためには時間があと7年、それぐらいしかない中でそういう事業を進めていかなきゃならない。そして、また吉田地区のほうの場所の整備もしていかなきゃならない。これは、圃場整備と供用してやるのでしょから、その点は余り心配しないんですが、問題はこちらの鳥の海あるいは観光ゾーン、スポーツゾーン、そういうところを今後つくっていく上で、工事が煩雑する場合の対策というのを今後考えておられるかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、これからさらにこれらの工事が始まりますと、周辺、非常に煩雑になろうかと思えます。

先ほど高野議員の質問にもありました鳥の海再開に当たりまして、実は内部で協議した中で、そういったことも非常にマイナス要因といいますか大変な要因であると、そういった混雑も相当予想される中での再開、いろいろと議論されたところでもあります。しかしながら、そういったこともクリアしながらいかなければならないといえますか、思い切っていかなければならないと。安全には本当に万全を期すと、それも大変重要なこととございます。それらを双方ともこれからクリアしていくというのは非常に大変な事業ではございますけれども、これは何としてでもやり遂げなければならないというふうな課題として捉えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 残り年数がせっぱ詰まっている中での工事でございますから、十二分に事故等の心配をしながら進めていっていただきたいと思えます。

そういう中から、次の（3）の個人所有地の買収が進まないところのエリア区分の方針はどのようになっているのかお尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

当該事業につきましては、任意事業であるため災害区域内の移転元地の買い取りに対し、強制力はありません。現在、荒浜地区、吉田地区ともに現地で再建を終えた方や、今後復旧を計画されている方もいらっしゃるかと伺っております。今後は、地権者の皆様にも跡地利用、いわゆるゾーニング計画の情報を順次提供しながら、町の考えを丁寧にご説明し、協力を求めてまいりたいとこのように思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、強制力はないということではありますが、やっぱり一番心配なのはエリア区分の方針、いろいろゾーンの的に計画が策定された。その中で、そういう強制力がないだけに大変なのは、これからだと思います。今現在で私、担当課のほうからお聞きしている点では、いろいろ順調に進んでいますということなので私、余り心配はしませんけれども、しかしそういうことがたび重ね、重要なポイントの場所にそういうものが、民有地があった場合、結局その予定というのは全然進まないわけですね。それで、この工事がストップするなり、あるいは工事が進められないという、頓挫する危険性もあります。ですから、今そういうふうなゾーンのエリア区分の方針ということでお尋ねしているわけでございます。

こういう中で、いろいろゾーンごとに場所を集約するとか、どうしてもその人が動けない、行かないというところがあれば、その場所を、私、前にも質問をしておると思いますが、1カ所にまとめるというようなそういう考えはあるのかどうか、再度お尋ねします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在はゾーニングの段階ですから、これからいろいろと地域のお話し合い、パブリックコメントというふうにつながるとは思いますけれども、その中で今度は実施設計ということになるかと思っております。その中で対処していきたいとこのように思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） なるべくそういう計画が順調に進むように願っておるところでございます。

続いて、4点目に入ります。

ゾーニング地の西側、横山囲い周辺の土地利用は考えておるのかどうかお尋ねします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ご質問のありました横山地区の土地、いわゆる今回の復興計画で二線堤として位置づけている県道荒浜港今泉線と荒浜中学校東側の町道4丁目線との間に位置する農地につきましては、事業区域外であり、将来的にも町が買い取る計画は今のところ

ろありません。したがって、当該地は民有地であり農業振興地域でもあるため、町といたしましては現在のところ農地として災害復旧することとしており、荒浜ポンプ場の復旧稼働する10月以降に復旧工事に入る予定としております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 農業振興地域ということでございまして、民有地だと。振興農地の割には地権者が細かく、あそこは集結しているというか、多いんです。ただ、あそここの場所というのは、今回地盤沈下も起こしておるし、かなり40センチか50センチぐらい今までの地盤より低くなっております。そういうことから、結局、今の現状ではございませんが、ずっとずっと前、あそこの地域は通称、大雨降ったときの、要するに農地でありながら水ためという形で、今はあの排水機場ができましたのでかなり排水をしております。ですから、あそこに水ためというのは必要なくなるし、逆にあの土地を町で買い上げすることができないのであれば、あそこをいろんな造成して、要するに物が育つような状況、環境ではないんですよね。ただ、前町長である邦男町長が申されたように、あそこは農地で復旧するとおっしゃっておいりましたが、そういう私の思いで話をするのは何でございまして、結局あの場所は盛り土なり何なりして、もし田んぼの恐らくもろみはとれないと思います。豆とかそういうものであれば若干とれるのかなど。塩水も入ってきたんですね。今までは。それが、今はそういうことがないようですが、しかしそういうような場所にいろいろ、排水がよくなった場合には、あそここのところはそういうふうな別の用地、要するに代替地ということもないと思いますが、ひとつあそこに二線堤が出れば、結構土地柄にしてはいい場所になるのではないかと。まして、阿武隈川沿いは全部なくなります。そういうことから、どうしてもあの場所に執着するのが私の今までの考えであります。その点、町としての今後の考えはいかがなものかお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この土地利用については、今申し述べたとおりですけれども、農林水産課のほうから農地としての復旧状況について説明させたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えをいたします。

横山囲いの農地につきましては、昭和42年から43年にかけては、一旦区画整理事業ということで整備されたものでございます。また、面積につきましては約14ヘクタールほどございます。町長答弁いたしましたように、荒浜ポンプ場の復旧稼働する10月以降に県営農地災害復旧事業によりまして、農地復旧、除塩工事等が入ることとなっております。平成27年度末完成ということでございますが、若干のおくれがあるのかなというふうに思っております。また、平均で約40センチほど地盤沈下しております。そういったものにつきましても、盛り土をして整備をするということになります。そしてまた、その整備をしていく上で、排水のこの流れ具合を見て全面の高さが決まっていくのかなというように思っております。

そしてまた、平成24年の10月中旬ころに実際にここで営農しておりました方々、地権者の方々にアンケート調査を行いました。約60名ほどおるんですけども、回収率も82%、48人の方から回答をいただいた中にも、そのうち37%の18名の方が自作や受託をして営農していたということでございます。あとの63%の30名の方につきましても、ほかの方に委託して耕作をしていたということでございます。そういった中から、今後も横山囲いにつきましては農地として復旧していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろ難しい問題も多々あります。それでもわきまえながら質問をしておるわけでございますけれども、しかしながらやっぱり町当局の考えとやっぱり地権者とかそういう現場、あるいは地域みんなの考えが若干異なる場合がありますので、その点もいろいろ地域住民の方々のそういう話を吸収しながら、前に進んでいっていただきたいと思っております。

最後になります。

5番目の財務計画についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

各種事業の財源につきましては、3カ年ごとの実施計画等を策定するとともに、町政の停滞を招くことのないよう、町民に必要なサービスの安定供給と事業の実施を図ってまいりたいと思っております。

特に、復興財源である災害復旧費、復興交付金、震災復興特別交付税を活用する

とともに、さらに発展を目指した効果的な事業につきましては、その時々々の国の制度や財源措置の変化も踏まえた各種補助事業を活用し、個別事業の実行に移してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 各種交付金とか、そういう補助金をいろいろ考えながらやっていきたいというふうなことでございますので、この財源に対してはやっぱり町当局の、あるいは国・県の密なるパイプ役を務めていただく方々の教えを受けながら、今後の町の財政運営に進んでいっていただきたいと思います。以上をもって私の一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、3番。熊田芳子議員、登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3番（熊田芳子君） 3番熊田芳子でございます。

私は消費者行政についてと本町の児童・生徒の保健室登校についてと、2点質問いたします。

まず、1点目でございますが、消費者行政についてということでございます。これは、3年半前の東日本大震災におきまして亙理町で306名の尊い命を失ったわけでございますが、その中に男性7名、女性6名、計13名の方々の遺体がまだ見つからずに行方不明となっているのが、亙理町のこの現状でございます。それで、またなおかつ財産がとられたり、それから自分がこつこつとためていたお金をだまされて詐欺に遭ったり、そういったことがない安全で明るい町を目指して、私はこの質問をやっておるところでございます。

まず、（1）ですが、高齢者の方が多額のお金をだまし取られたとの報道が毎日のようにされている中で、被害者を出さないための対策をこれまで以上に講ずる必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

振り込め詐欺につきましては、警察の取り締まり対策や現金振り込みに対する制限措置等金融機関による対策のほか、住民に対する注意の呼びかけ等の対策が行われてきておりますが、近年レターパックでの現金送付や架空のバイク宅配便を利用

するなど犯罪の手口が巧妙化し、被害が増加傾向にあると認識しております。消費者行政においては、町ホームページや出前講座を通じて、これらの最近の犯罪状況など被害に遭わないための啓蒙活動を行っており、警察、町、関係機関などの情報提供により、1人で悩み考えるのではなく、誰かに相談することによって被害を食いとめることができるよう、相談体制の強化が必要であると考えております。

さらに、防犯の取り組みとして現在の振り込め詐欺被害予防対策として、警察機関と振り込め詐欺に関する情報を共有することにより、町内で詐欺の被害及び予兆行動があった場合には、亘理町メール配信サービス、いわゆるホットメール便を活用し、住民に事案の情報を提供することにより注意を喚起し、被害の予防に努めるとともに、毎年10月11日から20日の10日間で実施される地域安全運動週間期間中に亘理警察署、亘理町防犯実働隊、亘理町防犯協会と連携し協力しながら、亘理、荒浜、吉田、逢隈地区のそれぞれの行政区を対象に世帯を訪問し、振り込め詐欺被害予防啓発チラシ等の配付並びに被害拡大防止の声かけをするなど、被害を未然に防ぐための啓発活動を行っているところであります。

今後も町内の高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、現在行っている取り組みを継続するとともに、警察を初めとする関係機関と情報を共有し、さらに連携を強化しながら被害の撲滅に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ただいま、町長の答弁で、積極的に前向きに取り組んでいるということが理解できました。それでまた、平成26年度の施政方針の中でも、「消費者行政の推進につきましては、豊かに暮らせる社会の実現に向けて地域における取り組みを充実させ、社会問題化している振り込め詐欺や悪質商法への注意喚起などを含め今後においても持続的に継続していく」ということですが、今年度の26年度の事業の中に、消費者行政相談事業として331万3,000円が計上されておりますが、こういったお金の使い道ということではちょっとお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お金の使い道ということですが、具体的なこと、町民生活課長のほうより説明させます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） ただいまの質問でございますけれども、消費者行政におきましては、主に消費生活相談員の報酬並びに各種講座等の経費のために300万円ほどの経費を予算化しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） そうしますと、亶理町のホームページに掲載されてあるように、消費生活相談員として月曜日から金曜日まで、午前9時から3時45分までの毎日というか月曜日から金曜日まで、その相談を行っている予算ということでございますか。それでよろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 生活相談員の報酬並びに各種講座等の経費と認識していただければと思います。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） （2）に入ります。

消費者生活相談窓口には、どのような相談が寄せられ、どう対応されているのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

消費者生活相談窓口での相談につきましては、本年広報わたり6月号に平成25年度の消費生活相談件数を掲載しておりますが、平成25年度の消費生活相談件数は106件と前年度より42件多く、パソコンやスマートフォンによるインターネットショッピングなど情報関連の相談が増加しております。

主なものといたしましては、ただいま申し上げましたインターネットなどの通信関連相談が28件、住宅リフォームや健康食品などの訪問販売や電話勧誘による相談が22件、身に覚えのない架空請求や海外宝くじなどの当選商法など4件、その他契約時の説明不足による建築関係や相続・登記などの案件が52件となっております。

相談対応といたしましては、事案に応じて適宜アドバイスなどを行っておりますが、法律などの専門分野につきましては法テラス山元を紹介するなど、関係機関と連携し、トラブルの解決に努めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） それでは、受け身の態勢で机を構えて相談員がそこに定着してやっ

ているというよりも、出前講座とかそういったことで、亶理町の考えを町民の方々の団体に出前講座をやったことはございますか。もしやられたら、何件ぐらいかをお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町民課長のほうより事例を発表したいと思います。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 出前講座につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、実績につきましては平成26年度におきましては2回、それから平成25年度におきましては消費生活講座で3回ほど実施しておりますが、その後の1回につきまして振り込め詐欺等について講座を開いております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 出前講座も行っているということでございます。出前講座のそういった、タッチしたくはないんですけども、ただパンフレットを参加者に渡しますと、それを説明するというパターンが非常に多いわけですが、例えば生活安全課からDVDで「ねらわれています！あなたも 多発する振り込め詐欺」というDVD、30分ぐらいでありますけれども、そういったものを、DVDをお借りしてきて、そして町民の皆さんに実際にこういったことがございますとか、そういうふうにプリントだけじゃなくて、実際に目に訴えるようなやり方でやっているかどうかをお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） お答えいたします。

町の出前講座につきましては、時間的に制約もございますので、とにかく振り込め詐欺だけではなく、一般の消費トラブル、もろもろ等について説明いたしますので、現在におきましてはDVD、見えるものにつきましては実施しておりませんが、各種関係資料、わかりやすいような資料をつくりまして講座のほうに利用している状況でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ある亶理町内の老人会で、生活安全課の警察官とそれから柴田町の実際に600万円詐欺に遭った人を呼んで、そしていろんな苦勞に苦勞を重ねて、その600万円の中の400万円を自分のものにしたという実際の経験談を老人会でお話を

されたわけですがけれども、そういったことは身にしみるわけですね。今後、そういっただまされた人とかそういった、もし許可が得られればそういった方々をお呼びして、実際にこういうことをあなた方も二度と繰り返さないようなそういったようなシステムでやっていただけたらどうかということで、啓蒙する考えはございますか。お尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。いろんな事例があると思います。私も昔、詐欺まがいにつかかったことがあるんですね。詐欺まがいというのは、そんなに大きなあれじゃないんですけれども、身近な方なんですけれども、そういう方というのは非常に巧妙なんです。ですから、詐欺につかかるとか詐欺をやる方は本当に天才的だと思っています。ですから、そういった事例を数多く、やはり数多く周知するというのが一番大事じゃないかと思いません。

まず、大体は自分はつかかからないなと思込んでいてつかかっているわけですから、一番はおっしゃるとおり町としてもできるだけ多くのいろんな方法を使って、町民の皆さんに事例紹介といいますか、こういった事例があります、こういった事例……。先ほど、最初にご返答したんですけれども、警察からも情報が入っているわけですから、そういった事例をいろんな手段を使って広報していくというか、これをぜひ努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 3 番に入ります。

啓発活動の中で、児童・生徒に対しても大切な教育の一環であると考えますが、どのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校における消費者行政全般についての啓発活動は行っておりませんが、インターネット、携帯電話等の使い方について、各学校において集会や学級活動の場を通じて指導を行っております。また、警察署の協力を得て防災教室を開催した際に、携帯電話や情報機器の使い方の学習も行っているというふうに伺っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 文部科学省では、すごろくとかいろんなかるたとか、お金の大切さを啓蒙したのが、本も文部科学省のほうで出しています。中学生向きですね。そういうものを活用して、総合的な学習の時間などを利用して、そういう消費者行政について今後取り組む必要があるのではないかな。三つ子の魂百までということで、小さいときにこうしたお話が非常に、自分が成人したときに役に立つということで私は考えておりますけれども、その点いかがなものでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長の見解を申し述べていただきたいと思います。教育長、よろしくをお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在の世相を見ますと、ああいう振り込め詐欺等が毎日のようにマスコミあるいは新聞、テレビ等で報道されております。したがって、子供たち自身もそういう認識は持っております。特に心配なのは、インターネットを通じた漫画とか動画ですね。こういうものについてアクセスして、後で多額の料金の請求が来ると、こういうことが非常に心配でございます。したがって、町長もお話あったように、各学校ではそういう携帯電話あるいはスマートフォン、あるいはインターネットを通じてそういうふうなものに引っかからないとか、十分留意するよなという指導は、特にラインの使い方と同時に、そういうふうな詐欺とか多額の料金請求が来るんだよというようなこともあわせて、今、特に中学校では指導している。小学校でも、もちろん高学年においてはそういうふうなことで、インターネットの使用上の注意ですね、こういうものをやっております。

これは、消費者行政というふうなことではないんですが、いわゆるインターネットとかそういう通信機器の使い方には表と裏があるんだよというようなことを、強く先生方は子供たちに指導しているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） （4）に入ります。

亘理警察署生活安全課と密に連携をとりながら、消費者被害の防止に努めておられるのかをお伺いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

消費生活相談において、特に詐欺まがいの悪質商法などについては、関係機関並びに警察署へ情報提供を行い、また警察署の依頼により広報わたりには振り込め詐欺の注意喚起を掲載するなど、連携を図っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 生活安全課の課長さんのお話でありますと、今、特殊詐欺と申しまして、送りつけ商法ということがございます。亙理郡内でも10件の相談がありまして、そのうち2件は実際に商品がそのお宅に届いてしまって、さあどうしようかという相談を生活安全課のほうに行かれまして、着払いで向こうにこの商品をそっくりそのまま送るよという事で指示をいたしまして、そういう送りつけ商法が未然に解決したということでございます。また、去年の暮れには宅急便で数百万円送る人がおられまして、宅急便の業者が住所を確認いたしましたらブラックリストに載っておりまして、これはそのまま警察に届け出を出したんですね。中を開けてみましたら数百万円が入っていたと。それで、これはやはりいろんな詐欺だということで、これを未然防ぐことができたわけですね。ですから、そういった相談業務というのも大切なことかなと私は深く感じております。

次に入ります。

2番の本町の児童・生徒の保健室登校の実態はどのようになっているのかということでございますが、財団法人日本学校保健会の調査によりますと、近年、学校の保健室で自習して過ごしている児童・生徒が急増しているとあります。本町の小中学生における保健室登校の実態は一体どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校教育に関する事なので、教育長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、本町の保健室登校の状況でございます。これは7月末現在でございます。保健室登校児童、町内6校ありますけれども、1名おります。それから、中学校4校ありますけれども、合計で生徒は9名。合計で、小中合わせて10名というふうになっております。

保健室登校に至った背景については、1人1人事情がさまざまであるということで、なかなかその要因をつかみにくいというのがひとつありますけれども、ただ言

えることは、例えば「不登校」というのは年間30日以上欠席した場合、不登校の児童と、不登校扱いになります。それから、「不登校傾向」、これもあるんですけども、これは月間7日以上休んだ場合は不登校傾向というふうに我々は呼んでおります。そういうふうに、不登校とか不登校傾向にならないという、保健室登校ですから学校に来ているわけですね。そういうふうなことで、学校とのつながりを保てることができるということで、完全な不登校あるいは不登校傾向になることの歯どめになっていることも事実でございます。

現在、10名がいるという状況でございます。この数は、例年ほとんど変わらない状況ですね。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） そうしましたら、教育長にお尋ねしたいと思いますが、保健室登校については出席か欠席か、その2点なんですが、お尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校に来ていますので、当然出席になります。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 沖縄県の学校では、欠席扱いという学校もございまして、亘理町内の学校は欠席じゃなくて出席ということで、子供たちを見てもらえるという非常にありがたいことだと思っております。

また、実際に亘理小学校で1年間不登校だった子供が、最近になって保健室のほうに入りまして、養護教師の方々と非常に交わって、毎日学校に登校するようになりましたという利点もございます。私は、この保健室登校が全て悪いというわけじゃないので、教育長のご意見を保健室登校についてもう一度伺いして、終わりにさせていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり不登校とかになっちゃうと、もう完全に学校と遮断されます。したがって、子供たちはもう学校から離れるというふうな状況になっておりますので、学校の先生方は毎日のように連絡はとりますけれども、ところが家庭訪問しても本人に会えないということも多々あるわけでございます。したがって、子供の様子をつかめないというふうなことがあるんですが、保健室に来ている子供たちは教師と面談できるわけです。主に養護教諭と、あるいは空き時間は担任の先生が

来ていろいろ指導をやったりするわけですが、そういうふうな中で子供の姿が見えるということは子供と教師の信頼関係が構築できるということで、これは不登校あるいは不登校傾向を解消する非常に大きなメリットがあるというふうに思っていますので、不登校あるいは不登校傾向の子供たちが少しでも保健室登校になってもらえればいいのかなと。そして、学校との接点が密になっていけばそういうことが解消されるというふうに私は思っていますので、保健室登校というのは通常に戻る第一歩だろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） これで一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、熊田芳子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時40分といたします。休憩。

午後2時31分 休憩

午後2時39分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番。鈴木洋子議員、登壇。

〔1番 鈴木洋子君 登壇〕

1 番（鈴木洋子君） 1番鈴木洋子です。

私は、

- 1、荒浜海水浴場の整備計画について。
- 2、わたり温泉島の海充実についての2点、項目ごと質問いたします。

町民は、荒浜海水浴場の海開きを待ち望んでいます。物の豊かさから心の豊かさへと国民の意識、価値観が変化する中で、豊かな自然環境、美しい景観、個性あふれる伝統文化や歴史といった豊富な地域資源を有する亘理町。都会に住む人々の心のふるさとを提供していかなければなりません。そこで、夏は子供たちが家族で楽しめる唯一の海水浴場を早期に計画し、子供たちに夢膨らむ施策が必要かと思えます。海水浴場の整備はまだ始まっていないようですが、海水浴場の前に公衆トイレ、水飲み場を早急に整備すべきだと考えます。

荒浜島の海は、宮城県の湘南とも言われ、今でもサーフィンをしようと若い人たちが海に来ています。荒浜の海は、サーファーの人たちにとっては絶好の波だそう

です。そこで、今後の計画状況を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

荒浜海水浴場は、遠浅でなだらかな海岸線が魅力の海水浴場として、県内外から1シーズン平均3万人もの遊泳客が訪れておりました。本町における夏の観光資源としてわたり温泉島の海が隣接していることから、一体的な宣伝活動を実施し開設しておりましたが、東日本大震災により海水浴場における離岸堤や砂浜、防潮堤が壊滅的な被害を受けたため、現在それらの施設の復旧工事が進められております。

海水浴場の再開につきましては、まずインフラ整備として防潮堤の復旧や有事の際の避難道路の整備、周辺駐車場の整備、さらには砂浜の清掃、水中の地形も変化している可能性も考えられるため、調査を行うことも必要ではないかと考えております。

以上のことから、海水浴場の再開につきましては、来訪者の安全を確保することが第一であると考えておりますので、今しばらくお待ち願いたいとこのように思います。また、公衆トイレ、水飲み場等につきましても、周辺の整備状況にあわせて今後取り組んでまいりたいとこのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） では、次の質問に入ります。

（2）の海水浴場整備計画にキャンプ場を設置してはどうかであります。キャンプ場と言えば、リゾートです。これも、家族で楽しめる唯一の施設ではないでしょうか。リゾートと言えばホテル、ゴルフ場、スキー場の3点セットでもありますが、バブルの崩壊とともに各地で立ち消えになっている例がよくあります。しかし、週休2日制に伴い、定着もあり、あるいは時代の変化により家族でバカンスを楽しむということは到来すると思われまます。

本町においては、観光資源にも恵まれております。近くに温泉もあり、亘理で余暇を家族ぐるみで楽しむキャンプ場をつくることは可能であると考えます。そこで、設置することについていかがお考えか、町長の見解をお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今のご質問、海水浴場計画に沿ってのキャンプ場ということによろしいですね。

この地域は、ただ危険区域に指定されております。したがって、キャンプ場ということだと泊まるということになります。宿泊を伴うキャンプ場、これはやっぱり難しいと言わざるを得ません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） わかりました。

では、2点目に入ります。

わたり温泉鳥の海の充実についてであります。10月には、日帰り入浴として復活することになりました鳥の海温泉。温泉開業までに当たり、町長を初め役場職員の方々も大変努力されたことに敬意を表するところでございます。

しかしながら、鳥の海温泉は日帰り入浴温泉として復活するわけで、宿泊はまだ見合わせる状態であるかと思えます。入浴だけでは採算がとれないことは、確実であります。なので、町民の健康づくりに有効活用すべきであると考えます。

そこで、温泉を中心とした健康増進のためにもスポーツ器具などを設置し、スポーツジムで汗を流し、その後温泉に入ってもらおうという考えはどうか、町長の見解をお聞かせください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

今回のわたり温泉鳥の海の一部再開につきましては、日帰り入浴施設として5階の浴場と1階を休憩スペースとしての使用を考えております。したがって、スポーツ器具等の設置スペースは確保できません。2階、3階、4階につきましては、震災前の施設として使用することを前提で現在考えておりますので、スポーツ器具等を設置することは困難と考えております。

今後、荒浜地区災害危険区域の土地利用計画で陸上競技場、野球場の復旧や公園等の整備を計画中であり、それらの施設を利用させていただき、その後温泉を利用させていただくというふうな方策を現在考えております。したがって、2階、3階、4階の利用というのは、ここは当面閉鎖ということで進めていく考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） では、スポーツ器具を置く場所がないということで理解すればよろしいのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） そのとおりでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） よく理解しました。

では、次の質問に入ります

（２）温泉施設内でのホールでの飲食は、どこまで可能であるか伺います。また、町民はせっかくの日帰り入浴なので、お昼を持参し、ゆっくりと1日温泉でくつろぎたいと思うのは当然のことだと思います。震災前は、レストランもあったことから、飲食物の持ち込みは禁止でありました。今回は、1階ホールでの飲食物の持ち込みは可能なのかどうか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

震災前には、飲食物の持ち込みにつきましては一切禁止とさせていただきました。今回のわたり温泉島の海の一部再開におきましては、当分の間レストラン等利用できませんので、食事の提供はありませんが、それにかわる食品自動販売機の設置を予定しております。今回、自動販売機の充実を図ってまいります。食事の提供がないため、日帰り入浴のみの運営期間中については、飲食物の持ち込みは致し方ないというふうを考えております。

それと、ただいまお話ありましたように、1日ゆっくりくつろぎたいというのが町民の願いということですが、私も同感でございます。しかしながら、当面入浴のみ、そして1階の休憩所のみとなると、そのゆっくりが5分の1ぐらいになるんじゃないかと思えます。

先日、シニアスポーツ大会で都市公園に行ってみました。そのときの挨拶も私、申し上げておりました。再開する予定ですが、ゆっくりはできないと思えますけれども、ぜひご利用いただきたいと。ゆっくりできるようにいろいろと運営した中で工夫して、そのようなご期待に添えるようにしたいと思うので、当分の間はちょっと我慢の入浴でお願いしますということで挨拶いたしました。このことも申し添えておきたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） では、ゆっくり理解したいと思えます。

(3)に入ります。

温泉の足湯は、町民のコミュニティー広場としてとても重要な場所であります。

今後、再開を考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

わたり温泉鳥の海の足湯は、震災以前には鳥の海観光の際、多くの方にご来場いただき、周辺の眺めもよく、非常に評判もよかった場所です。しかしながら、震災によりましてあのよう施設も眺望も失われてしまいました。

足湯の再開につきましては、温泉周辺の整備状況を見ながら、ぜひ再開を検討したいと思っています。できるだけ早く再開したいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 早期の足湯の再開を望んでいます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、4点目の質問に入ります。

わたり温泉鳥の海観光PRについて、町に温泉PR課を設置してはどうかであります。この温泉をPRしていくためには、役場が一丸となっていくことが必要だと思ひます。このため、温泉PR課というのを設置することを提案したいと思ひます。

職員が名刺を出すとPR課長といったことになれば、印象にも残ることは間違ひございません。このような課は、全国でもないのではないのでしょうか。マスコミ等で紹介される機会もあるかもしれません。また、そのようなことがなくても、町が課を設置するほど本気で力を入れているのだということを示すことにもなると思ひます。温泉のPRにもなると思ひます。このことについて、町長の見解をお聞かせください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

わたり温泉鳥の海に多くの皆様に来ていただくために、PRはとても大事であると考えておりますが、新たな温泉観光PR課の設置につきましては、震災後全国の自治体より応援を受けて業務を行っている状況で、新たな課の設置は極めて困難であると考えております。温泉PRにつきましては、営業中止のままとなっている温泉のホームページを更新し、多くの方に温泉の再開をPRしてまいりたいと考えて

おります。また、県内外でのイベント等を活用した温泉のPR、さらの19名の亶理町観光親善大使が全国各地におり、亶理町のPRをしていただいておりますので、今後は温泉もPRしていただきたいと考えております。

その他、亶理町観光協会で実施しております伊達なわたりファンクラブも全国から200名以上の会員申し込みがありますので、町特産品の発送時には温泉のパフレット等を同封することで、今後温泉のPRを行っていききたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） よく理解しました。

来月、私も鳥の海温泉に入るのを楽しみにしまして、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木洋子議員の質問を終結いたします。

次に、10番。渡邊健一議員、登壇。

[10番 渡 邊 健 一 君 登壇]

10番（渡邊健一君） 10番渡邊健一でございます。

私は農業後継者について、一般質問申し上げます。

本町の認定農家目標は270戸であるが、現在の認定農家は189戸である。その中で、農業後継者がいる農家は63戸あるが、本町の農業後継者対策について伺います。それで、本町の基幹産業は農業であります。農業の振興なくしては本町の実展はあり得ないと私は考えます。しかし、農業の将来の展覧は、決して明るくないことも事実であります。生命を維持するのに不可欠なのは食料であり、その食料を生産確保する農業がおしなべて不振であり、後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であると考えます。

それで、第1点にいきますけれども、農業後継者を確保するためにどのような方策を考えているのかお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

農業後継者の確保は、亶理町だけでなく全国的な問題であります。まず、これからの農業を担っていく世代が農業という職業を選択してもらうべく、その魅力を感じてもらふ必要があると考えております。そのために、町では農業の持つ重要性や魅力を伝えられるよう、町内の小学校において米や大豆、野菜等の作付と収穫の体

験学習を支援し、農業に興味を抱いてもらい、将来の就労に向けたPR活動を実施しております。また、町内には農業後継者で組織している亘理町4Hクラブがありますので、その活動に対し支援しております。同クラブにあっては、農業関係機関等の指導を受けながらクラブ員みずから研究や討議等を重ね、将来の本町の農業の核となるべく日々努力を重ねております。

今後、新規就農者に対しては、要件が合えば国の事業の新規就農支援金事業を活用し支援に取り組んでおるところであり、平成26年度において1名が該当し、青年就農給付金として補正予算に計上させていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 亘理町だけでなく全国的なものであるということで、本当に全国的に大変なことになっているなど私は思いますけれども、ある新聞に、全国農業新聞というのがあったんですけれども、愛知県豊橋市のことで記事が載ってありました。豊橋市では農業経営の発展、安定には、後継者に加えてそのパートナーの確保も大切であることから、1983年、昭和58年に豊橋市農業後継者花嫁対策推進協議会を設置し、農業後継者の結婚対策を活発に進めております。構成員は、農業委員会の会長を初め農業振興部会の委員、農協組合長や農協青年部、女性部、先ほど言いましたけれども4Hクラブなどの関係団体の代表者と関係機関の職員ら26人で構成しているそうです。

地域から推薦された農村女性7人の結婚相談員を設置しており、結婚相談会を年3回実施しているほか、構成員らが各地で企画し、3ないし5回開催する農業後継者男女交流会をサポートしてきました。その結果、昨年度まで述べ271組の結婚成立という実績を上げています。ことしは、男女交流会の開催前に農業後継者らを対象に、好感度とコミュニケーションの向上を目指してセミナーを開き、出会いの場がより有効になるように工夫を凝らしているそうでございます。

それで、質問の2問目になりますけれども、農家の花嫁対策としてどのような施策をし、結婚した人は何組いるのでしょうか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

現在、後継者結婚相談事業を実施しておりますが、機会があるたびに関係者を通じPRをしております。しかし、結婚された農業後継者のみの最終的な結果、人数

までは把握しておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 人数を把握していない。これは、農林水産課さんだけでなく、多分町民生活課さんでも結婚相談というのをやっていると思いますけれども、そっこのほうはどうでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の手元にある分では、資料にある分では、平成24年度は1件、交流会を通じてある。それから、25年度は相談員紹介ということで1件というふうな報告を受けています。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） こういう、やっぱり花嫁対策というのは大変大事なことだと思いますので、何て言ったらいいんでしょうかね。パートナーとなってもらえた方には何とか、あっせんしたい方には何とか、いろいろとご苦労をかけていますので、それなりのことを考えてもらいたいと思います。

あと、3点目に入りますけれども、農業は家族で経営しているのが主体であるだけに、規模の拡大にも障害となっております。また、些細なことでありますが、日曜日は休みたくとも隣が働いているから休めないといった問題があり、農業が好かれない原因にもなっていると思います。こうしたことから、全ての農家が集まって農業法人をつくるならば、規模拡大も容易になり、勤め人的感覚で作業をすれば農業も見直されるんじゃないかと考えますが、それで3点目のことをお伺いします。

農業後継者育成のためにも農業の法人化を推進すべきと思うが、どのようにお考えですか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

農業法人化は、確かに有効な手段と考えております。現在、全国的に国の補助金だけを目的に設立した農業法人が、立ち行かなくなっている多くの事例が見受けられます。農業の法人化には、例えば集落で地域の農地を守る、地域で後継者を育成するなどの確固たる経営理念的な意識が重要だと言われております。

そのようなことから、町では農業後継者の育成も含め经营理念等を確認しながら、さらに6次化などの企業的経営を取り入れた農業法人になれるよう、今後も意欲あ

る集落や担い手に対し、法人化を推進してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 農業を法人化すればいいというわけじゃなくて、これはやっぱりさっきの高野孝一議員さんかな、利益をとらないとだめだと。利益ということは、農業法人をしてもやっぱり所得を得なきゃならないと。それなりに大変であると。

けさの新聞ですけれども、JAの仮渡しが60キロ8,400円ということが載っていました。これは私、びっくりしました。ひとめぼれで昨年より2,400円も安いんです。これ、何ぼ規模拡大しても、私は水田農家なんですけれども、やっていけないのではないかなと、これは大変なことだなと思いました。それで、ああ、これは食料の自給率が39%、ずっと自給率はふえていないそうです。そういうことで、本当に今、農家は大変です。間違いなく大変です。

それで、4点に入りますけれども、農業経営者の高齢化等により農業の将来に明るい展望はないとして、農村の雰囲気は暗いというのが一般的でなかろうかと思えます。先進国中、食料自給率最低の我が国が現在以上に農村を疲弊させるならば、農村ばかりでなく、我が国自体の存続が危惧されると言っても過言ではないと思えます。国民の基礎的食糧を供給する農業と農村を大事に活性化しなければならないと考えます。それで、第4点に入ります。

第4点としまして、農業を希望する人を募集し、農業技術を習得する農業インターン事業を推進し、全国に情報を発信すべきと思うが、どのように考えているかお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

農業インターンシップ事業は、現在、全国農業会議所や農業大学などが実施しており、町内の個々の農家で過去に何度か受け入れを経験しております。全国的に情報を発信し、町が農業インターンシップ事業を行うことについては、今後の亶理町のPRや農産物のPRのためには有効な手段の一つと考えられますが、まずは町内で受け入れ先の農家や施設の確保が必要となりますので、地元の農家に対しまして関係機関と連携を図りながら、事業推進を進めてまいりたいと思います。

また、今後は大手企業が食材の安全・安心のために農業法人を立ち上げ、地方に進出するケースが多く見られ、亶理町でも進出の可能性はありますので、そういっ

た企業や農業関係機関と連携を図り、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） そうですね。農業を希望する人、本当に農家をやっていく人が全然少なく、私の班というか部落でもそうなんですけれども、今は十二、三軒やっているんですけども、なおらい、春と秋のなおらいありますけれども、草刈りですけども、出てくる人が年々少なくなっています。そういうことで、農業を本当に好きでやりたいという若い人がいるならば、農業技術を取得する農業インターン事業を推進して、この亘理町の活性化につないでもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、渡邊健一議員の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時09分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 高野 進

署名議員 熊澤 勇